

防府市障害福祉計画（第6期計画）
防府市障害児福祉計画（第2期計画）

計画期間 令和3年度～令和5年度

令和3年3月

山 口 県 防 府 市

目 次

第1章 計画策定に当たって

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の位置づけ・性格	2
第3節	計画の期間及び見直しの時期	3
第4節	計画の策定体制	3
1	防府市障害者保健福祉推進協議会の設置	3
2	防府市障害者保健福祉推進協議会の協議事項	4
3	防府市地域総合支援協議会からの意見聴取	4
4	パブリックコメントの実施	5
第5節	計画の推進・評価体制	5
1	計画の推進体制	5
2	財政上の措置	5
3	計画の達成状況の調査・分析・評価及び公表	5

第2章 防府市障害福祉計画（第6期計画）

第1節	計画の基本理念	8
1	基本理念	8
2	計画推進の基本的方向	9
(1)	障害福祉サービス等の充実	9
(2)	福祉施設から地域生活への移行促進	9
(3)	福祉施設から一般就労への移行促進	9
(4)	地域共生社会の実現に向けた取組	9
(5)	計画相談の充実、研修の充実	9
第2節	障害のある人を取り巻く現状	10
1	障害のある人の現状	10
(1)	障害者手帳所持者数の推移	10
(2)	身体障害者手帳所持者の状況	11
(3)	療育手帳所持者の状況	14
(4)	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	16
(5)	自立支援医療支給認定者の状況	18
(6)	発達障害者の状況	18
(7)	高次脳機能障害者の状況	19
(8)	難病患者の状況	19
2	障害福祉サービス施設	20

第3節 成果目標の設定	24
1 福祉施設から地域生活への移行促進	24
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	25
3 福祉施設から一般就労への移行促進	25
4 相談支援体制の充実・強化等	26
5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	26
第4節 障害福祉サービス等の円滑な推進	27
1 障害者総合支援法に基づく給付・事業	27
2 障害福祉サービス等の量の見込	32
（1）指定障害福祉サービス	32
（2）指定相談支援	41
（3）地域生活支援事業	42
3 その他の活動指標	52

第3章 防府市障害児福祉計画（第2期計画）

第1節 計画の基本理念	56
1 基本理念	56
2 計画推進の基本的方向	57
（1）障害児通所支援等の充実	57
（2）早期療育による健やかな育成	57
（3）障害児支援体制の充実	57
第2節 障害のある子どもを取り巻く現状	58
1 障害のある子どもの現状	58
（1）障害者手帳所持児童数の推移	58
（2）身体障害者手帳所持児童の状況	59
（3）療育手帳所持児童の状況	60
（4）精神障害者保健福祉手帳所持児童の状況	60
（5）発達障害児の状況	61
（6）高次脳機能障害児の状況	61
（7）難病患者の状況	61
（8）小児慢性特定疾病患者の状況	61
2 施設の状況	62

第3節 成果目標の設定	64
1 障害児支援の提供体制の整備等	64
第4節 障害児通所支援等の円滑な推進	66
1 児童福祉法に基づく給付・事業	66
2 障害児通所支援等の量の見込	68
（1）障害児通所支援	68
（2）指定障害児相談支援	71
3 その他の活動指標	72
（1）子ども・子育て支援等の障害のある子ども受入人数	72
（2）発達障害児支援	72
資料	
・防府市障害者保健福祉推進協議会条例	74
・防府市地域総合支援協議会設置要綱	76
・防府市障害者保健福祉推進協議会及び防府市地域総合支援 協議会委員名簿	79

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 計画策定の趣旨

本市では、令和 3 年度(2021 年度)から令和 8 年度(2026 年度)までを計画期間とする「第五次防府市障害者福祉長期計画」(以下「長期計画」という。)を策定し、各種施策の充実に取り組んでいるところです。

また、平成 17 年度(2005 年度)に、平成 18 年度(2006 年度)から平成 20 年度(2008 年度)までを計画期間とする「防府市障害福祉計画(第 1 期計画)」を策定以降、3 年毎に計画の見直しを行い、必要とされる障害福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるよう努めてきました。

また、平成 28 年(2016 年)6 月に改正された「児童福祉法」において、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、平成 29 年度(2017 年度)には「防府市障害福祉計画(第 5 期計画)」に加えて「防府市障害児福祉計画(第 1 期計画)」を策定しました。

このたび、現行の「防府市障害福祉計画(第 5 期計画)」及び「防府市障害児福祉計画(第 1 期計画)」が最終年度を迎えたことから、障害者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ、次期計画として「防府市障害福祉計画(第 6 期計画)」(以下「第 6 期計画」という。)
「防府市障害児福祉計画(第 2 期計画)」(以下「障害児計画」という。)を策定するものです。

第 2 節 計画の位置づけ・性格

「第 6 期計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第 88 条の規定に基づく「障害福祉計画」として、「障害児計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「障害児福祉計画」として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

また、「第 6 期計画」及び「障害児計画」(以下「両計画」という。)は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく障害福祉施策全般の基本的な方針を定めた「長期計画」のサービス実施計画としての性格を有しています。

両計画は、国の基本指針に即し、山口県障害福祉計画との整合性を確保する

必要があるとともに、「防府市総合計画」や「防府市地域福祉計画」の本市の上位計画、及び「防府市高齢者保健福祉計画」、「防府市子ども・子育て支援事業計画」等、他の保健福祉関連計画との整合性を図っています。

第3節 計画の期間及び見直しの時期

両計画は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 3 年間を計画期間とします。

なお、両計画の最終年度となる令和 5 年度(2023 年度)には、必要な見直しを行い、「防府市障害福祉計画（第 7 期計画）」及び「防府市障害児福祉計画（第 3 期計画）」へと改訂していくこととなります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第五次防府市障害者福祉長期計画					
障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）			障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）		

第4節 計画の策定体制

この「両計画」は、防府市地域総合支援協議会及び防府市障害者保健福祉推進協議会において協議した上で計画案を作成し、更に広く市民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施して策定することとしています。

1 防府市障害者保健福祉推進協議会の設置

本市では、「長期計画」の策定及び見直しに当たり、障害者基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者及び行政関係者並びに公募委員で組織する合議制の機関として、防府市障害者保健福祉推進協議会を設置しています。

本協議会の協議事項は、本節 2 のとおりとしていますが、総合支援法第 88

条第 9 項の規定により、この両計画の策定及び見直しについても本協議会で協議することで、「長期計画」との整合性を図っています。

2 防府市障害者保健福祉推進協議会の協議事項

① 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務

- ・障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき策定する市町村障害者計画について、策定及び変更に関する事項を処理すること。
- ・本市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- ・本市における障害のある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

② 総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく市町村障害福祉計画に関すること。

③ 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく市町村障害児福祉計画に関すること。

④ ①から③に掲げるもののほか、障害のある人に関する施策の推進について、必要な事項

3 防府市地域総合支援協議会からの意見聴取

本市では、総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、学識経験者、障害者団体又は家族会の代表者、地域福祉団体代表者、相談支援事業者、保健・医療機関関係者、社会福祉協議会職員、総合支援学校教職員、企業・就労支援関係機関職員で組織する合議制の機関として、防府市地域総合支援協議会を設置しています。

両計画の策定に当たっては、総合支援法第 88 条第 8 項及び児童福祉法 33 条の 20 第 9 号により防府市地域総合支援協議会の意見を聴くこととしています。

これは、実務者を中心とした防府市地域総合支援協議会の意見を聴くことにより、障害福祉サービス等の提供に当たっての具体的な課題や、必要とされる取組等を把握し、両計画に反映させるために行うものです。

4 パブリックコメントの実施

- ① 提出期間 令和 2 年 12 月 25 日（金）から令和 3 年 1 月 25 日（月）
まで
- ② 提出者数 1 人
- ③ 提出件数 2 件

第5節 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

防府市障害者保健福祉推進協議会や防府市地域総合支援協議会における有識者・関係者の意見を踏まえ、県と連携して、両計画の推進に向けて施策を展開します。

また、必要に応じ市関係部局との連携を図りながら、関係施策を横断的、効果的に実施します。

2 財政上の措置

両計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国、県等の支援制度を積極的に活用します。

3 計画の達成状況の調査・分析・評価及び公表

計画の実効性を確保する観点から、総合支援法第 88 条の 2 により、定期的に計画の達成状況を調査、分析及び評価することとされています。

サービス見込量については、両計画に掲げた事項について、毎年度、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

また、分析及び評価の際には、防府市障害者保健福祉推進協議会や防府市地域総合支援協議会の意見を聴いた上で、その結果について公表します。

第2章 防府市障害福祉計画

(第6期計画)

第2章 防府市障害福祉計画（第6期計画）

第1節 計画の基本理念

1 基本理念

現行の「長期計画」に掲げる「障害理解を深め共に生きる社会の実現」、「地域生活の支援」、「社会参加の促進」の基本的な考え方に沿って、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、障害福祉サービス、その他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めていくことが必要です。

また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者総合支援法の基本理念に則り、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援していくことが求められています。

特に、福祉施設から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行という課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支える共生社会を実現するための基盤整備を進めることが重要です。

これらの課題に対応するため、次の基本理念により、計画の総合的な推進を図ります。

《基本理念》

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり

なお、この基本理念は、「長期計画」の基本理念と同じものになりますが、これは、「長期計画」が本市の障害者関連施策の基本的な方向を総合的・体系的に明らかにしたものであるのに対し、この「第6期計画」が3年と期間を限ることで、「長期計画」の理念を、障害福祉サービス等の提供体制及び必要な量の確保という面から検証していくことを目的に策定しているためです。

2 計画推進の基本的方向

（1）障害福祉サービス等の充実

障害のある人一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障害のある人の適性等に応じたサービスの利用を促進します。

（2）福祉施設から地域生活への移行促進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の促進により利用者のニーズを勘案の上、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

（3）福祉施設から一般就労への移行促進

就労移行支援事業、就労定着支援事業等の促進により障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障害のある人、子ども、高齢者等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるよう取り組みます。

（5）計画相談の充実、研修の充実

障害福祉サービス利用者のニーズを勘案の上、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような支援を目指し、計画相談及び研修の充実を図ります。

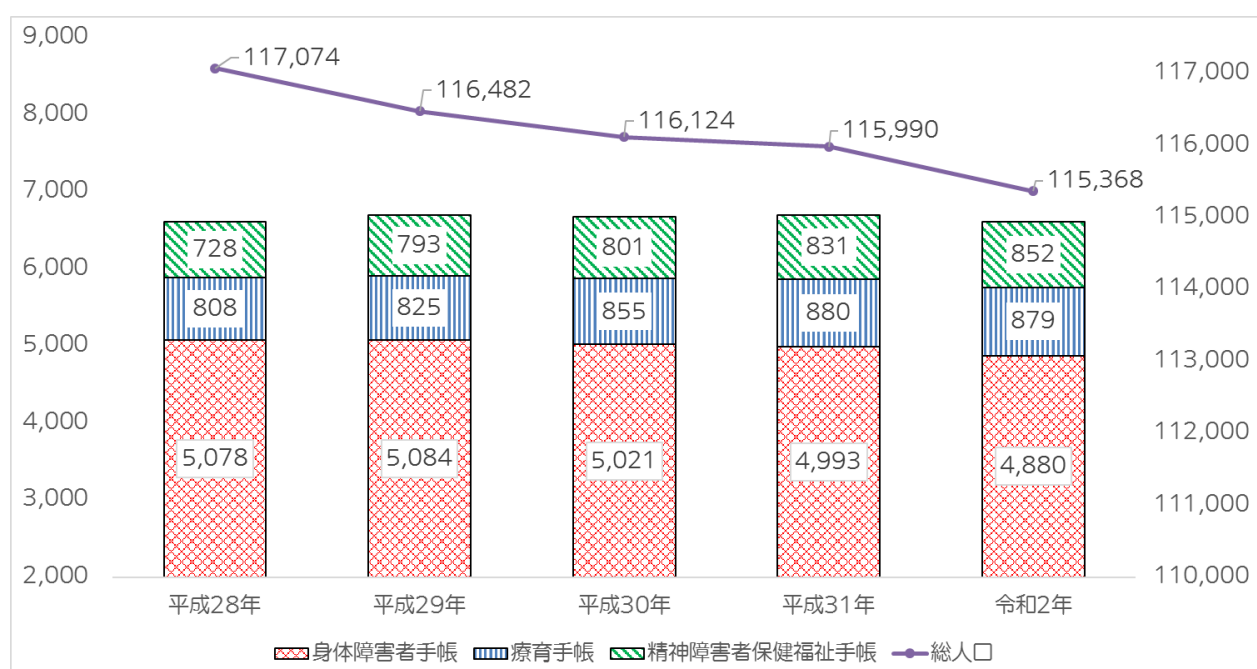
第2節 障害のある人を取り巻く現状

1 障害のある人の現状

（1）障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数は横ばい傾向にあります。令和2年(2020年)では、身体障害者手帳 4,880 人、療育手帳（知的障害）879 人、精神障害者保健福祉手帳 852 人、重複を除く合計は 6,360 人となり、総人口に占める割合は約 6%になります。

■ 障害者手帳所持者数と総人口（各年4月1日現在 単位：人）



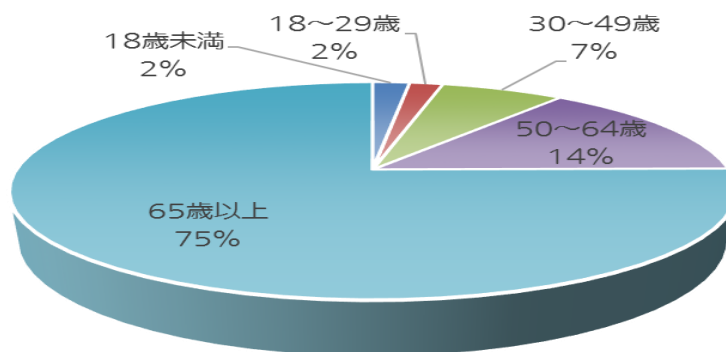
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880
療育手帳	808	825	855	880	879
精神障害者保健福祉手帳	728	793	801	831	852
合 計	6,614	6,702	6,677	6,704	6,611
合 計（重複を除く）	6,378	6,464	6,434	6,438	6,360
総人口	117,074	116,482	116,124	115,990	115,368

（2）身体障害者手帳所持者の状況

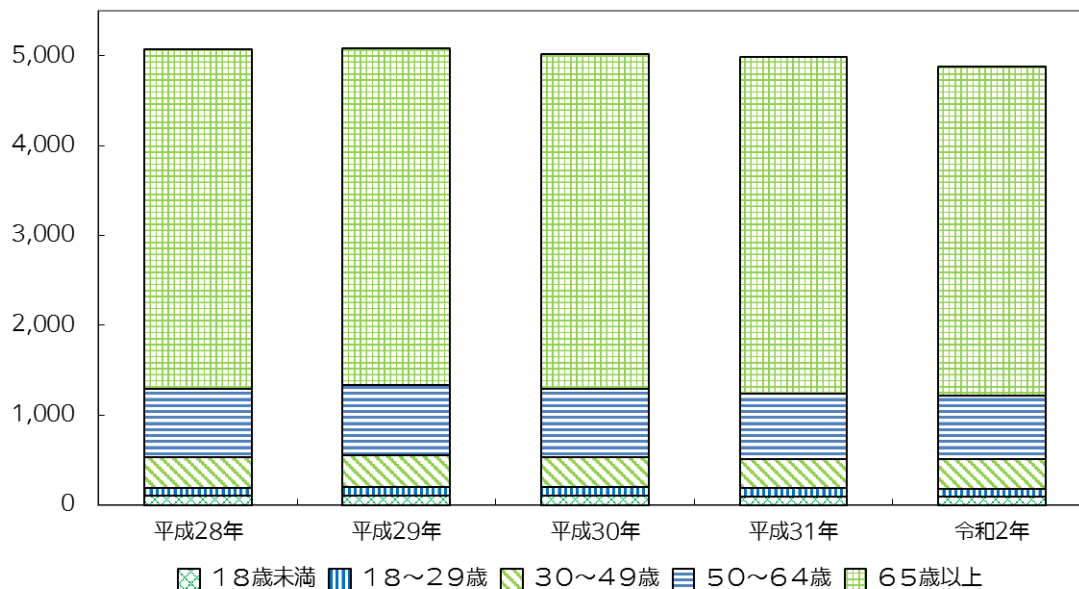
① 年齢の状況

身体障害者手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)でみると、18歳未満2%、18歳以上29歳以下2%、30歳以上49歳以下7%、50歳以上64歳以下14%、65歳以上75%となっており、高齢の身体障害者が多いことが分かります。

■ 身体障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別身体障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

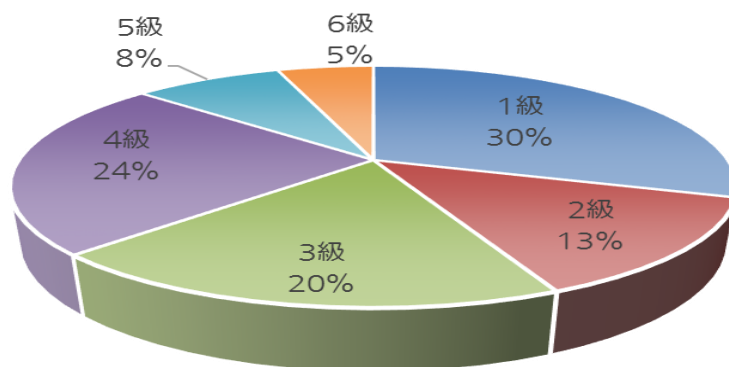


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	99	101	101	98	97
18～29歳	88	96	95	89	87
30～49歳	346	361	341	322	323
50～64歳	759	780	756	727	706
65歳以上	3,786	3,746	3,728	3,757	3,667
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

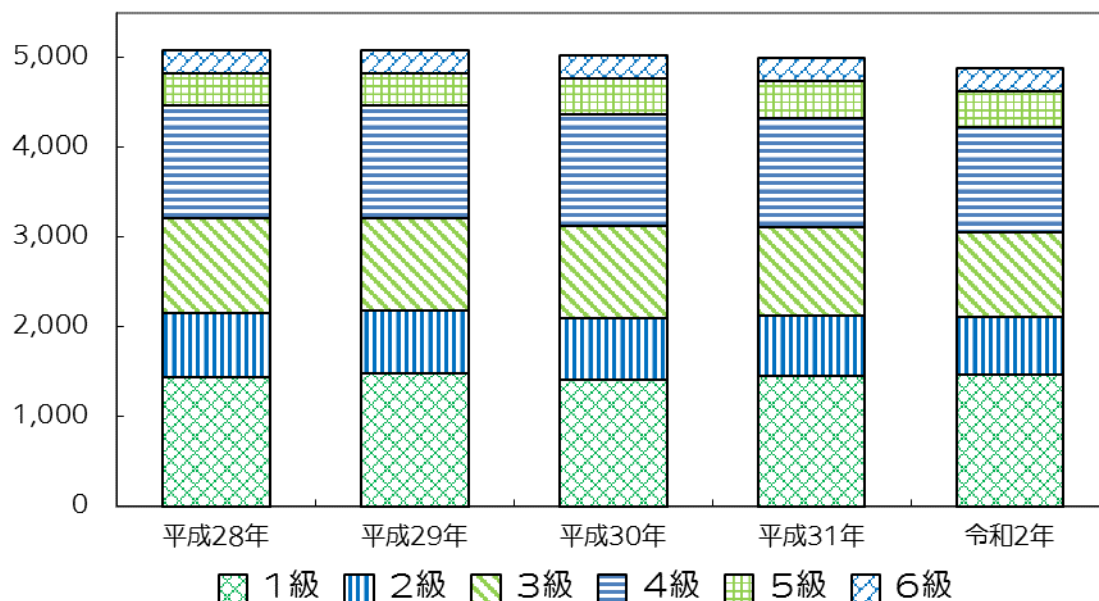
② 障害の程度別の状況

身体障害者手帳所持者の障害程度の内訳を令和2年(2020年)でみると、1級30%、2級13%、3級20%、4級24%、5級8%、6級5%となっており、1・2級の重度障害の人が全体の43%を占めています。

■ 身体障害者の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



■ 障害程度別身体障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

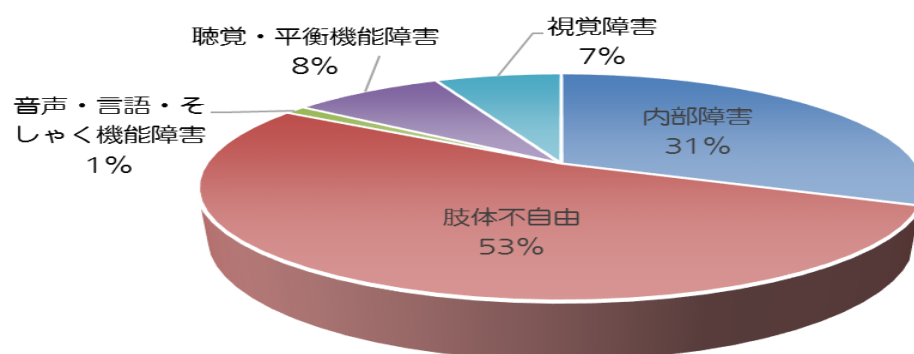


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	1,432	1,481	1,416	1,449	1,460
2級	719	705	684	677	650
3級	1,054	1,026	1,027	983	948
4級	1,264	1,255	1,239	1,221	1,165
5級	351	358	398	402	399
6級	258	259	257	261	258
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

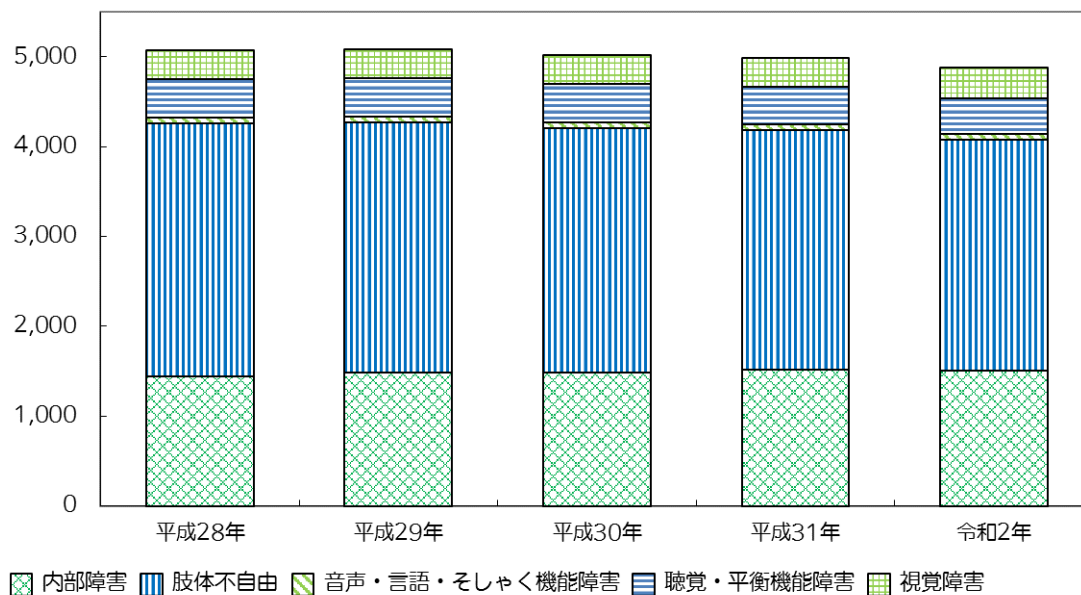
③ 障害種類別の状況

身体障害者手帳所持者の障害種類別の内訳を令和2年(2020年)でみると、内部障害31%、肢体不自由53%、音声・言語・そしゃく機能障害1%、聴覚・平衡機能障害8%、視覚障害7%となっています。平成28年(2016年)と比べると内部障害と視覚障害は増加しており、その他の障害は減少しています。

■ 身体障害者の障害種類別の構成（令和2年4月1日現在）



■ 障害種類別身体障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



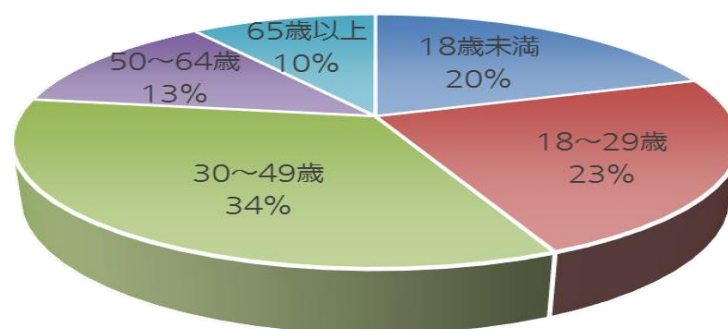
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
内部障害	1,447	1,482	1,487	1,516	1,505
肢体不自由	2,816	2,790	2,725	2,664	2,578
音声・言語・そしゃく機能障害	61	62	62	65	57
聴覚・平衡機能障害	433	431	424	417	404
視覚障害	321	319	323	331	336
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

（3）療育手帳所持者（知的障害者）の状況

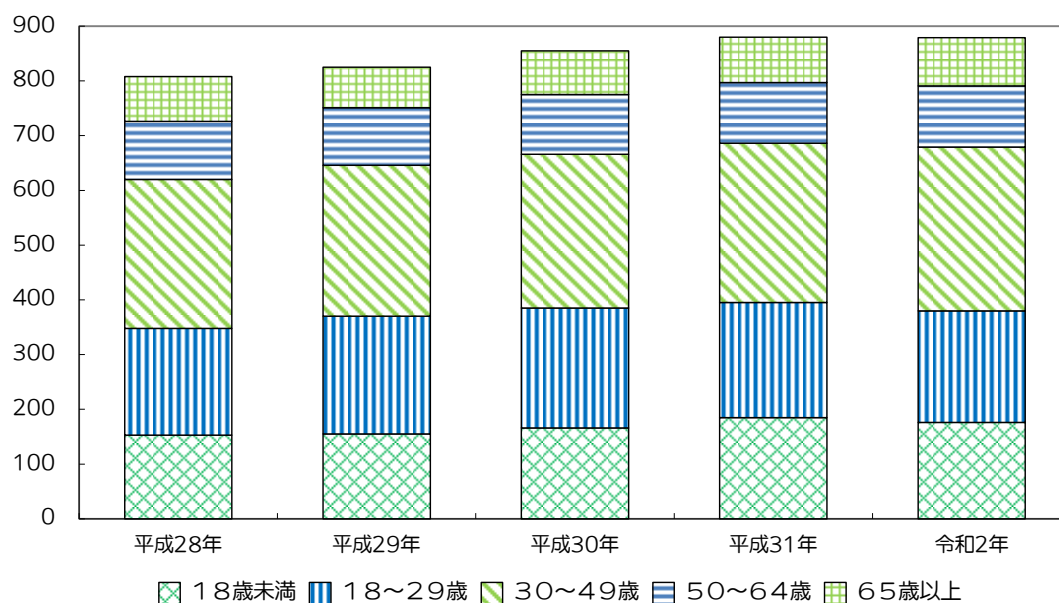
① 年齢の状況

療育手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)でみると、18歳未満20%、18歳以上29歳以下23%、30歳以上49歳以下34%、50歳以上64歳以下13%、65歳以上10%となっています。身体障害者と比べて若年層の割合が高い一方で、65歳以上の高齢者の割合が低い点に特徴があります。

■ 知的障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別知的障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

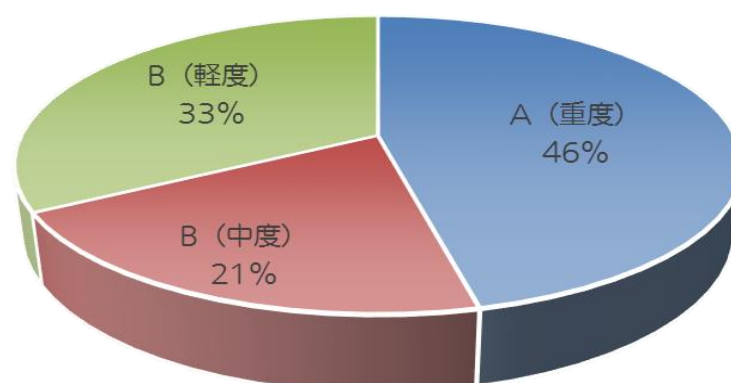


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	153	155	166	185	176
18～29歳	195	215	219	210	204
30～49歳	272	276	281	291	299
50～64歳	106	105	109	111	112
65歳以上	82	74	80	83	88
計	808	825	855	880	879

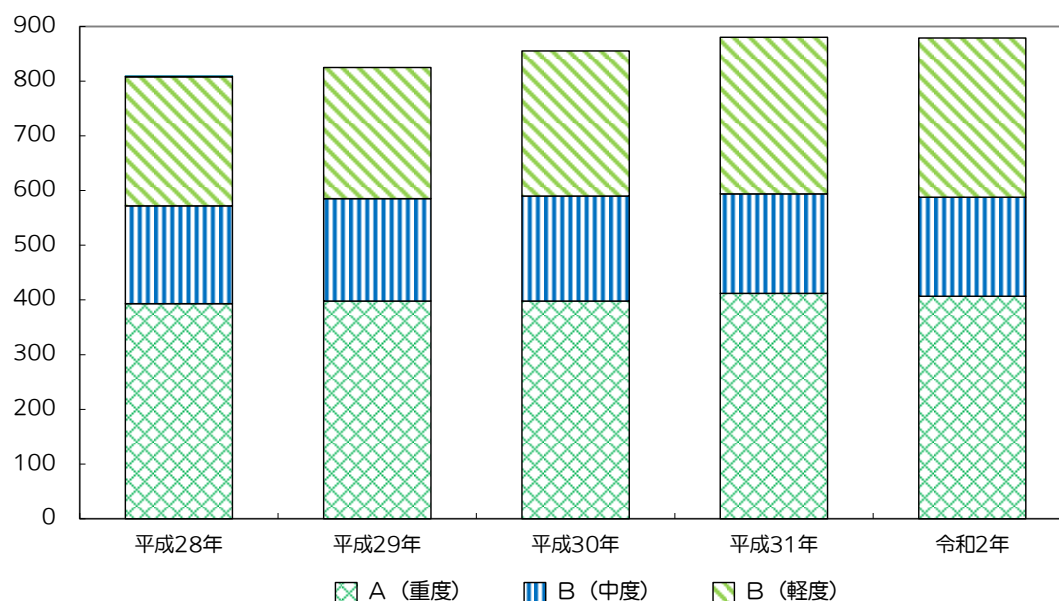
② 障害の程度別の状況

療育手帳所持者の障害程度の内訳を令和2年(2020年)でみると、A（重度）46%、B（中度）21%、B（軽度）33%となっています。A（重度）の障害程度が最も多く、そのうち37%の人が身体障害を併せもっています。また、B（軽度）の人は増加傾向にあります。

■ 知的障害者の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



■ 障害程度別知的障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



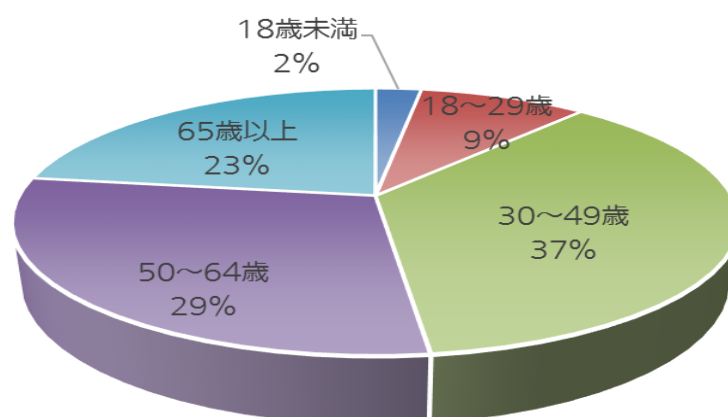
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	身体障害との重複
A（重度）	393	398	398	412	407	150
B（中度）	179	187	192	182	181	16
B（軽度）	236	240	265	286	291	25
計	808	825	855	880	879	191

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

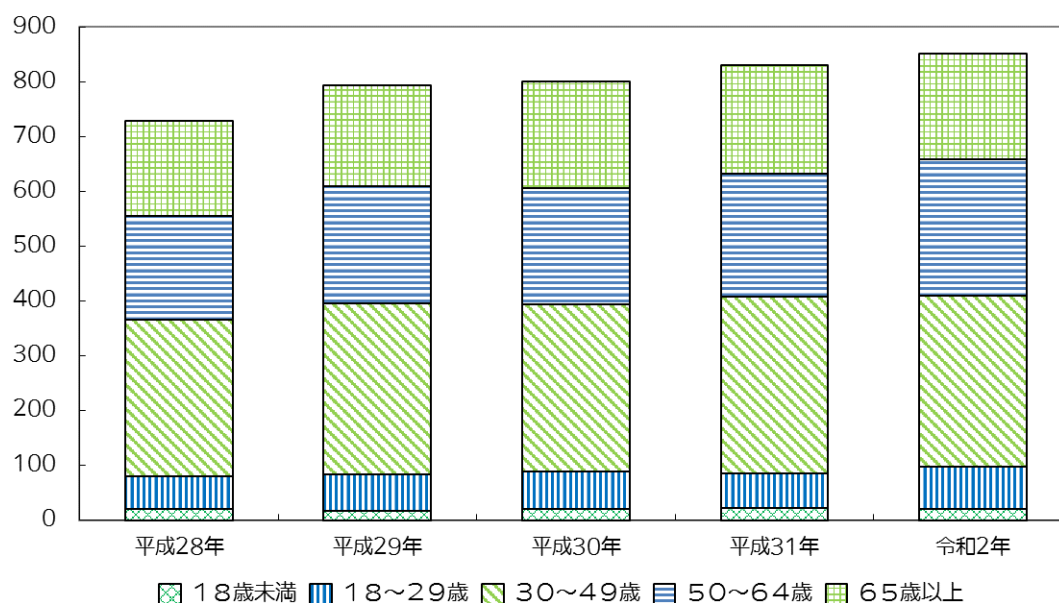
① 年齢の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)で見ると、18歳未満2%、18歳以上29歳以下9%、30歳以上49歳以下37%、50歳以上64歳以下29%、65歳以上23%となっています。

■ 精神障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別精神障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

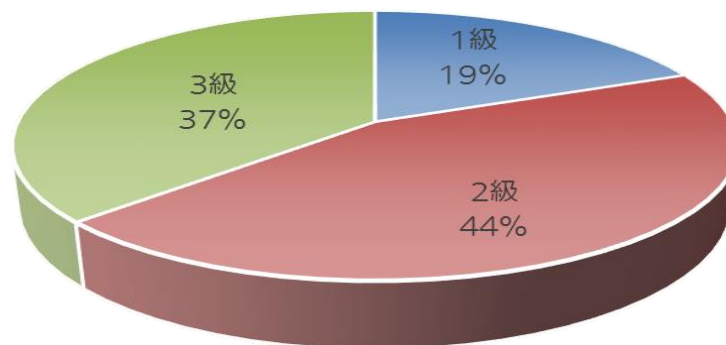


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	21	17	20	22	21
18～29歳	59	66	68	64	77
30～49歳	286	312	306	322	311
50～64歳	189	215	212	225	249
65歳以上	173	183	195	198	194
計	728	793	801	831	852

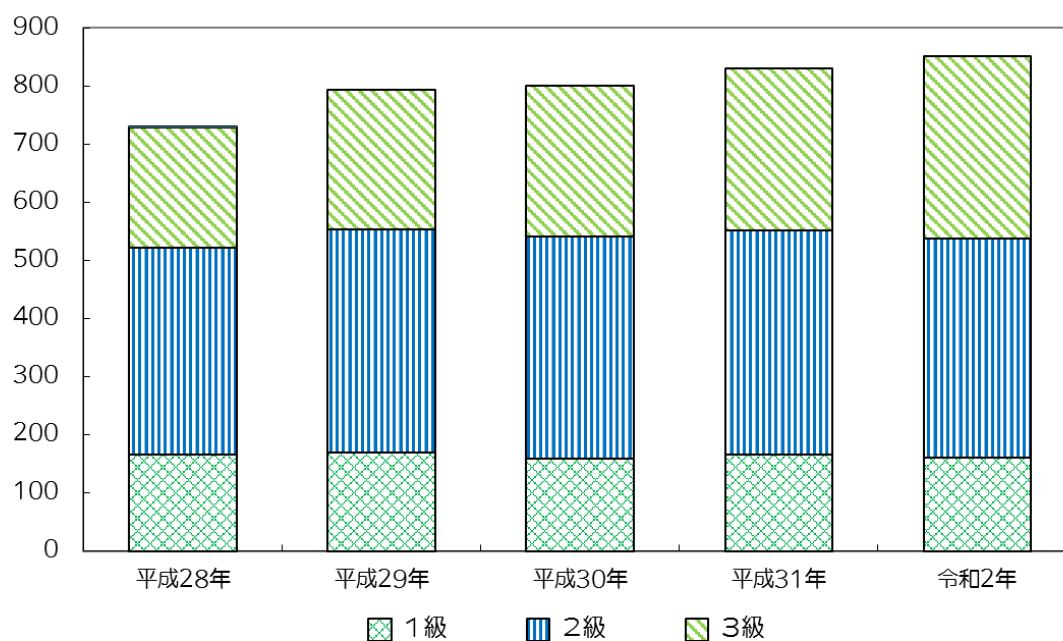
② 障害の程度別の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度の内訳を令和2年(2020年)で見ると、1級19%、2級44%、3級37%と2級が最も高くなっており、伸び率については3級が最も高くなっています。

■ 精神障害者の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



■ 障害程度別精神障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

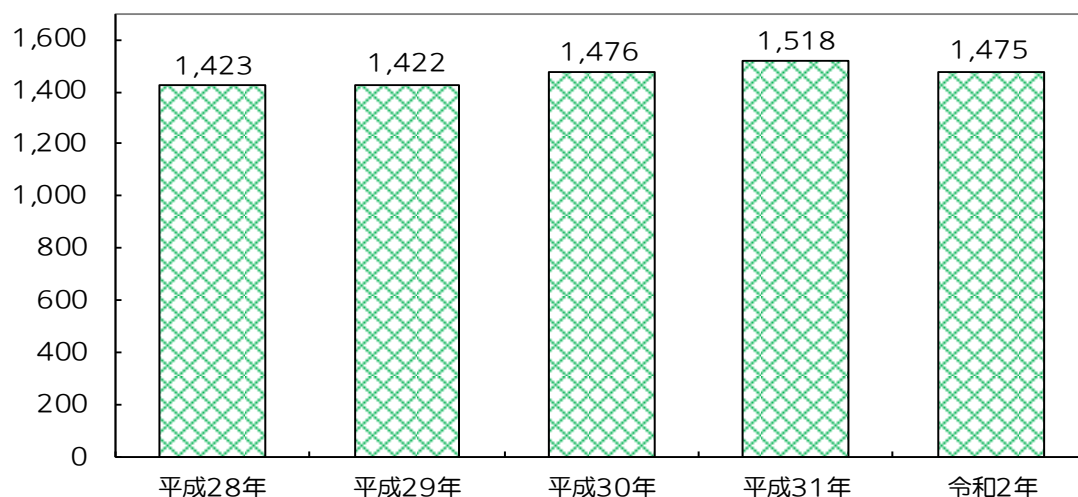


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	166	169	159	166	160
2級	356	384	382	386	378
3級	206	240	260	279	314
計	728	793	801	831	852

（5）自立支援医療（精神通院）支給認定者数の状況

令和2年(2020年)の自立支援医療（精神通院）支給認定者数は1,475人となっており、平成28年(2016年)と比較すると微増となっています。

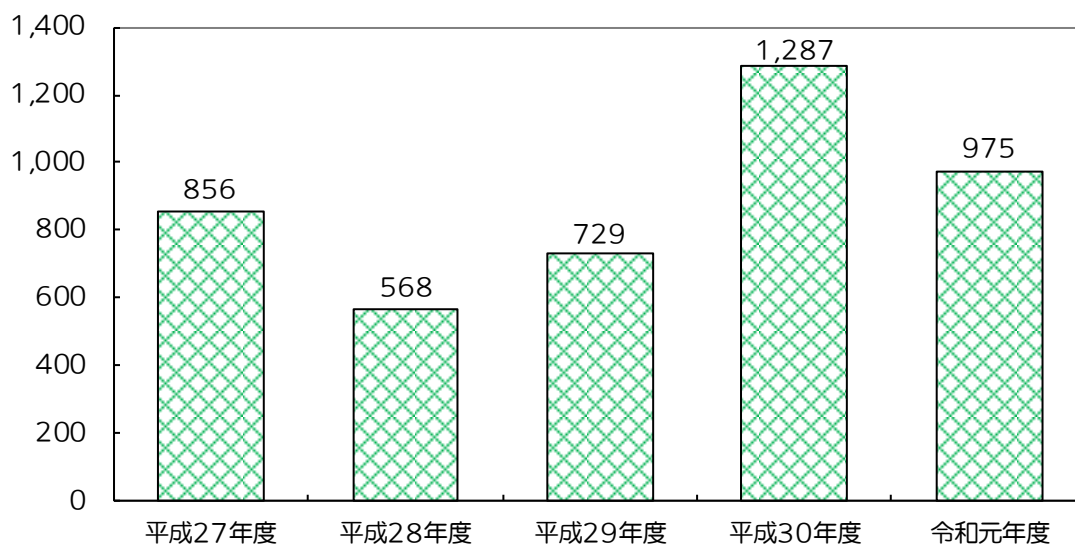
■ 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



（6）発達障害者の状況

発達障害者数については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談件数は975件となっており、年度によって相談件数にバラつきがあります。

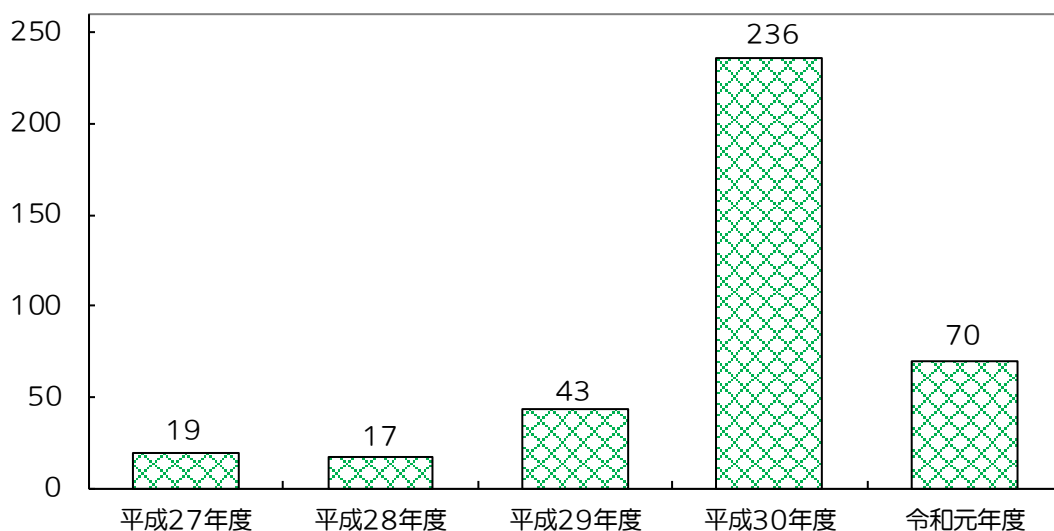
■ 発達障害者相談受付件数の推移（各年度 単位：件）



（7）高次脳機能障害者の状況

高次脳機能障害者については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談受付延べ件数は、70件となっています。

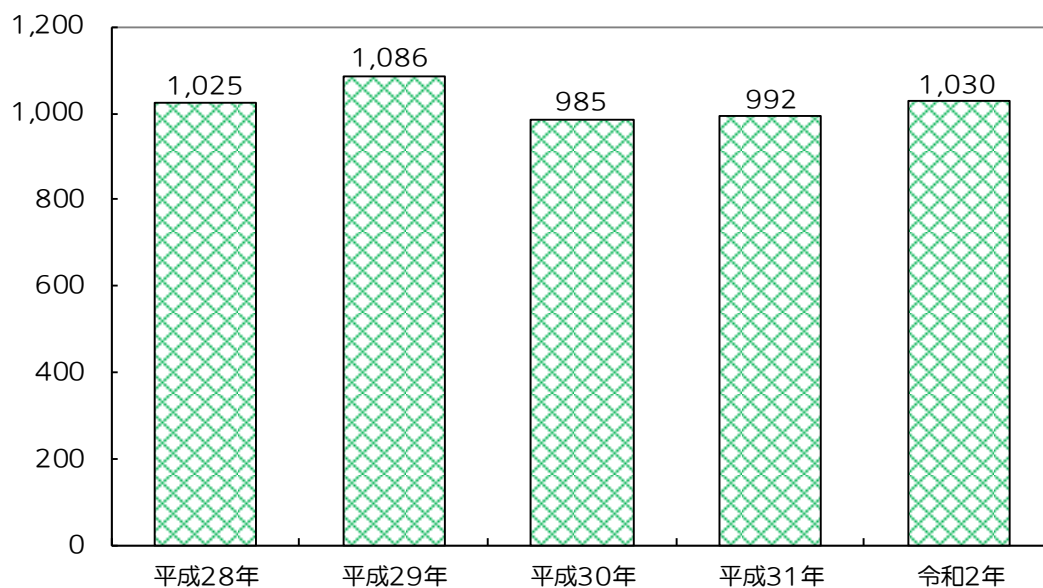
■ 高次脳機能障害者の相談件数の推移（各年度 単位：件）



（8）難病患者の状況

難病患者数を把握することは難しく、医療費助成の対象となる「指定難病」による特定医療費医療受給者数により状況を把握しています。令和2年(2020年)の難病患者数は1,030人で、平成30年(2018年)度に受給者の決定に重症度を勘案することとなり、軽症者を含めなくなったため減少していますが、平成30年(2018年)以降増加する傾向にあります。

■ 特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



2 障害福祉サービス施設

令和2年10月1日現在の防府市内の施設等の状況です。

訪問系サービス

令和2年10月1日現在

サービス種類	事業所名称	住所	定員
居宅介護	ヘルパーステーションスマイルネット防府	大字佐野152番地の1	
	有限会社 防府ケア・サービス	警固町二丁目6番10号	
	防府あかり園 在宅介護支援センター	大字台道1655番地	
	社会福祉法人防府市社会福祉事業団 ホームヘルパーセンター	天神一丁目6番20号	
	コミュニティケア防府 ヘルパー部	栄町一丁目10番20号	
	サンキ・ウエルビィ介護センター防府	大字新田600番地の5	
	さんコープ・防府	八王子一丁目16番2号	
	ふくしサービスセンターわかば	大字植松1894番地の2	
	サンキ・ウエルビィ介護センター防府栄町	栄町二丁目2番29号第一板村ビル101号室	
	ニチイケアセンター周防	三田尻三丁目6番35号	
重度訪問介護	ヘルパーステーションスマイルネット防府	大字佐野152番地の1	
	有限会社 防府ケア・サービス	警固町二丁目6番10号	
	社会福祉法人防府市社会福祉事業団 ホームヘルパーセンター	天神一丁目6番20号	
	コミュニティケア防府 ヘルパー部	栄町一丁目10番20号	
	サンキ・ウエルビィ介護センター防府	大字新田600番地の5	
	ふくしサービスセンターわかば	植松1894番地の2	
	サンキ・ウエルビィ介護センター防府栄町	栄町二丁目2番29号第一板村ビル101号室	
	ニチイケアセンター周防	三田尻三丁目6番35号	
同行援護	社会福祉法人防府市社会福祉事業団 ホームヘルパーセンター	天神一丁目6番20号	
	コミュニティケア防府 ヘルパー部	栄町一丁目10番20号	
	サンキ・ウエルビィ介護センター防府	大字新田600番地の5	
	サンキ・ウエルビィ介護センター防府栄町	栄町二丁目2番29号第一板村ビル101号室	

日中活動系サービス

サービス種類	事業所名称	住所	定員
生活介護	防府市大平園	大字牟礼10114番地の1	40
	華の浦	大字浜方205番地の1	34
	ソイルセンター	大字新田119番地の5	20
	指定障害者支援施設ゆうあい	大字向島10079番地の42	35
	山口コロニーワークセンター	大字台道10522番地	34
	防府市愛光園	大字牟礼10084番地の1	12
	自遊の街 デイサービスセンターひかり	戎町一丁目6番22号	20
	防府市わかさ園	鞠生町12番2号	20
	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	大字西浦2429番地の1	20
	華南園	大字浜方205番地	55
	障がい福祉サービスあゆみの里	大字浜方169番地1	20
	てらら	美和町4番24号	20
	生活処 遊夢庵	中央町6番30号	5
	デイサービスたんぼぼ	大字新田1784番地の6	20
	計		355
就労移行支援	防府市愛光園	大字牟礼10084番地の1	6
	心促福祉作業センター	大字上右田2608番地	6
	夢かれん	大字台道3527番地の9	6
	あおぞら	三田尻二丁目9番3号	6
	計		24
就労継続支援 (A型)	ワークショップ・山口	大字台道10522番地	30
	計		30
就労継続支援 (B型)	山口コロニーキャンパス	大字台道10522番地	40
	防府市愛光園	大字牟礼10084番地の1	42
	心促福祉作業センター	大字上右田2608番地	34
	夢かれん	大字台道3527番地の9	34
	あおぞら	三田尻二丁目9番3号	14
	ワークショップ山口	大字台道10522番地	10
	ふれんず	中央町6番32号	20
	はあと	西仁井令一丁目3番20号西仁井令旭ビル2階	20
	計		214

第2章 防府市障害福祉計画（第6期計画）

サービス種類	事業所名称	住所	定員
就労定着支援	心促福祉作業センター	大字上右田2608番地	/
	あおぞら	三田尻二丁目9番3号	
	計		
自立訓練 (生活訓練)	山口コロニーワークセンター	大字台道10522番地	6
	計		6
短期入所	華の浦	大字浜方205番地の1	4
	防府市大平園	大字牟礼10114番地の1	4
	指定障害者支援施設ゆうあい	大字向島10079番地の42	7
	華南園	大字浜方205番地	4
	コミュニティプレイス 生きいき	国衙五丁目9番27号	1
	ほのぼのハウス三田尻	東松崎町4番29号	1
	ショートステイ フィラージュ開出	開出西町32番8号	2
	はなのうら	大字浜方205番地1	1
	センメイハイツ	三田尻二丁目9番8号	3
	計		27

居住系サービス

サービス種類	事業所名称	住所	定員
共同生活援助	グループホーム頂上	栄町一丁目1番10号	9
	グループホーム夢かれん	大字台道3527番地の9	12
	グループホームりたはうす	岸津二丁目24番20号	8
	センメイハイツ	三田尻二丁目9番8号	6
	よつばホーム	大字新田1781番地の1ほか	29
	計		64
施設入所支援	華の浦	大字浜方205番地の1	34
	華南園	大字浜方205番地	50
	山口コロニーワークセンター	大字台道10522番地	60
	指定障害者支援施設 ゆうあい	大字向島10079番地の42	30
	防府市大平園	大字牟礼10114番地の1	40
	計		214

相談支援サービス

令和2年10月1日現在

サービス種類	事業所名称	住所	定員
計画相談支援	ゆめサポート相談所	西仁井令一丁目3番20号 西仁井令旭ビル1階	
	クローバーセンター	緑町一丁目11番6号	
	相談支援事業所 華の浦	大字浜方205番地	
	防府市社会福祉事業団 ホームヘルパーセンター	天神一丁目6番20号	
	防府市障害者生活支援センター	鞠生町12番2号	
	障害者相談支援 ほのぼの相談室	東松崎町4番29号	
	ケアプランセンターえびすや	戎町一丁目7番8号	
地域移行支援 地域定着支援	ゆめサポート相談所	西仁井令一丁目3番20号 西仁井令旭ビル1階	
	クローバーセンター	緑町一丁目11番6号	
	防府市障害者生活支援センター	鞠生町12番2号	

第3節 成果目標の設定

国の基本指針を受け、県の調整のもと、令和5年度(2023年度)までの目標数値等を設定しました。目標の達成が図られるよう、県ほか関係機関との密接な連携のもと障害福祉サービス等の充実を図ります。

国の基本指針により、計画推進に当たり成果目標を設定し、少なくとも1年に1回は成果目標等に関する実態を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じることとします。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の2%以上を令和5年度(2023年度)末までに地域生活に移行します。

令和5年度(2023年度)末時点の施設入所者数を令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数から2%以上削減します。

施設入所者数	168 人	令和元年度末時点の施設入所者数 (うち、継続入所者数 20人)
--------	-------	------------------------------------



【成果目標】

地域生活移行者数	3 人	令和元年度末時点の施設入所者数から継続入所者数を除いた人数の2%以上を地域生活へ移行します。 $(168人 - 20人) \times 2\% \div 3人$
入所者削減見込数	3 人	令和元年度末時点の施設入所者数から継続入所者数を除いた人数の2%以上を削減する。 $(168人 - 20人) \times 2\% \div 3人$

※ 「継続入所者」

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上のものに限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの

本市の継続入所者数

施設入所支援	20
日中サービス	20
生活介護	19
就労B型	1

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに地域生活支援拠点等を各市町村に1か所以上確保することとし、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とされました。

本市では、令和2年度(2020年度)に地域生活支援拠点等を設置しました。令和3年度(2021年度)以降、年1回運用状況を検証及び検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行促進

令和5年度(2023年度)中の就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数を令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上とします。

また、令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とします。その就労定着支援事業により、一般就労への移行者が職場に定着できるよう支援を行います。

令和元年度の 一般就労移行者数	10人	(A) 令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数
	6人	(B) 令和元年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
	1人	(C) 令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数
	3人	(D) 令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数



【 成果目標 】

令和5年度の 一般就労移行者数	13人	福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上増加とする。 (A) $10人 \times 1.27倍 \approx 13人$
	8人	就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.3倍以上とする。 (B) $6人 \times 1.3倍 \approx 8人$
	1人	就労継続支援A型事業を利用した一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする。 (C) $1人 \times 1.26倍 \approx 1人$
	4人	就労継続支援B型事業を利用した一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする。 (D) $3人 \times 1.23倍 \approx 4人$
令和5年度の 就労定着支援事業利用 者	9人	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とする。 (A)' $13人 \times 7割 \approx 9人$

4 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和 5 年度(2023 年度)末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とされました。

本市では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行きます。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和 5 年度(2023 年度)末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされました。

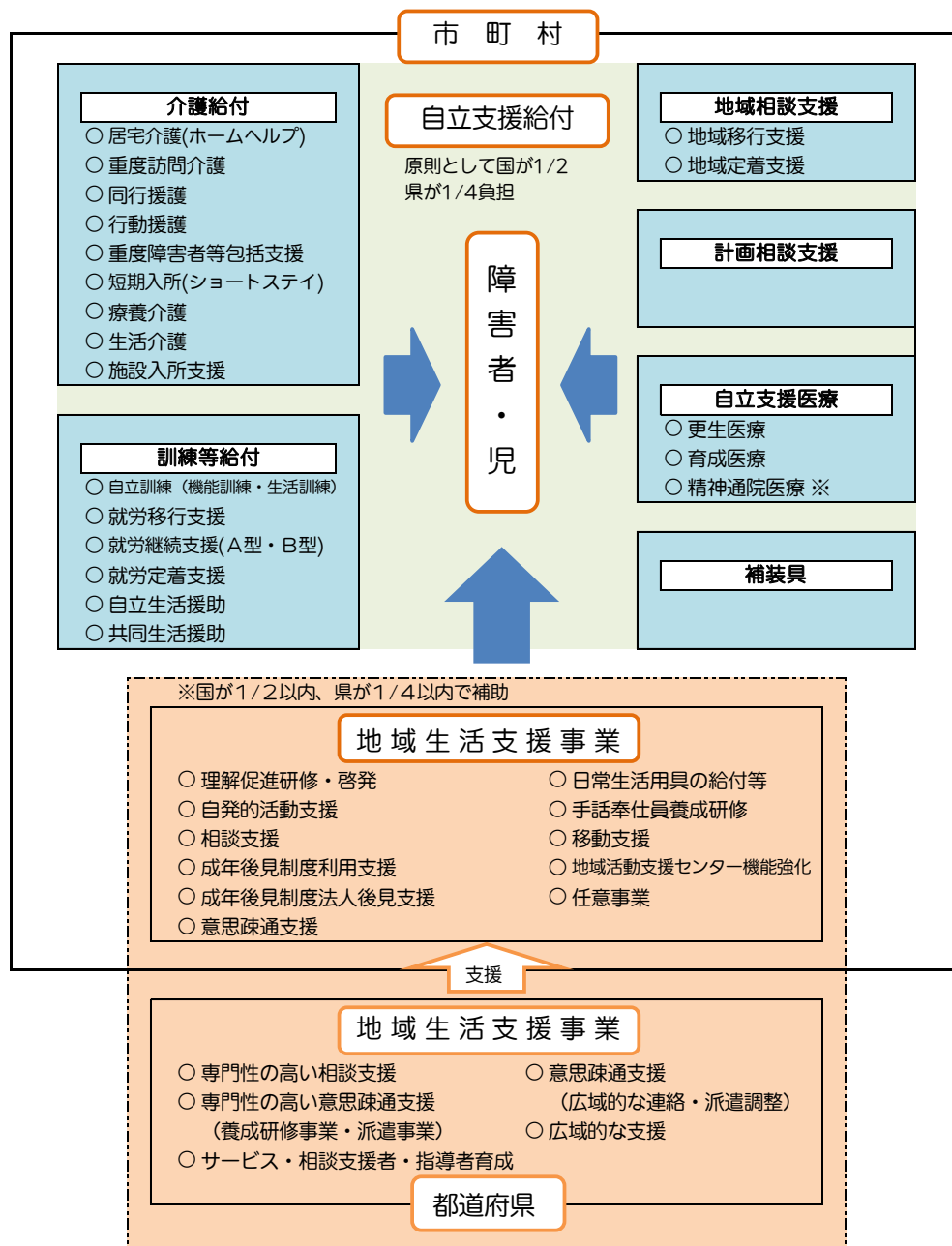
本市では、障害福祉サービス等が多様化し、またサービス事業所が増加している中、より一層事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することができる体制を構築します。

第4節 障害福祉サービス等の円滑な推進

1 障害者総合支援法に基づく給付・事業

障害者総合支援法に基づき、本市の状況に応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施していきます。

【障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系】



※自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

（参考1） 指定障害福祉サービスの概要について

【指定障害福祉サービス】

サービス名		サービスの内容
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高く、意思疎通を図ることが困難な人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 等 給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）のうち、精神障害又は知的障害のある人に、居室等の設備の利用とともに日常生活能力向上のための支援、生活に関する相談、助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	通常の事業所に新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業や医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行います。
地域 支援 相談	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
支相計 援助画	計画相談支援	障害のある人の心身の状況、そのおかれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。

（参考2） 地域生活支援事業（市町村）の概要について

【地域生活支援事業】

事業名		事業の内容
地域生活支援事業	① 理解促進研修・啓発事業	障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行ない、地域社会への働きかけを強化します。
	② 自発的活動支援事業	障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③ 相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域総合支援協議会等を通じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、利用支援を行います。
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整えるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	⑥ 意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
	⑦ 日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活上の便宜をはかるための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行います。
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成します。
	⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
	⑩ 地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を強化し、在宅障害者に対し機能訓練や社会適応訓練等を行います。
	任意事業	必須事業①～⑩のほか、地域の実情に応じて、障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な事業を行います。 訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、福祉ホーム事業 など

（参考3） 介護給付における障害支援区分の認定状況について

介護給付サービスの利用者（主として居宅介護等の訪問系サービスや施設入所等の居住系サービス）については、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に判定する障害支援区分を認定した上で、支給決定を行います。

障害支援区分の認定状況の割合を令和2年(2020年)でみると、区分別では「区分6」が27.9%と最も高く、次いで「区分3」の25.4%となっています。

障害別では、知的障害者が57.3%と最も高く、次いで身体障害者が29.0%、精神障害者が13.7%となっています。

区分別では、身体障害者では「区分6」が44.8%、知的障害者では「区分6」が25.5%、精神障害者では「区分3」が54.5%と最も高くなっています。

また、平成28年(2016年)と比べた伸び率では、「区分5」が24%と最も高く、次いで「区分6」が15%となり増加傾向にある一方で、「区分1」が▲58%、「区分2」が▲18%「区分3」が▲11%、「区分4」が▲1%となり減少傾向にあります。

【障害支援区分の認定状況】

(令和2年4月1日現在)

区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計 (障害別)
身体障害者	人	0	9	27	21	33	73	163
	%	0.0%	5.5%	16.6%	12.9%	20.2%	44.8%	100.0% (29.0%)
知的障害者	人	3	25	74	81	57	82	322
	%	0.9%	7.8%	23.0%	25.2%	17.7%	25.5%	100.0% (57.3%)
精神障害者	人	2	11	42	16	4	2	77
	%	2.6%	14.3%	54.5%	20.8%	5.2%	2.6%	100.0% (13.7%)
計	人	5	45	143	118	94	157	562
	%	0.9%	8.0%	25.4%	21.0%	16.7%	27.9%	100.0% (100.0%)

【障害支援区分別認定者の推移】

各年4月1日現在

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	対28年 比率
区分1	12	5	4	5	5	42%
区分2	55	52	59	51	45	82%
区分3	161	159	153	153	143	89%
区分4	119	119	125	120	118	99%
区分5	76	84	85	84	94	124%
区分6	136	148	152	159	157	115%

（参考4） 障害支援区分とサービスの関係について（網掛け部分が利用可能）

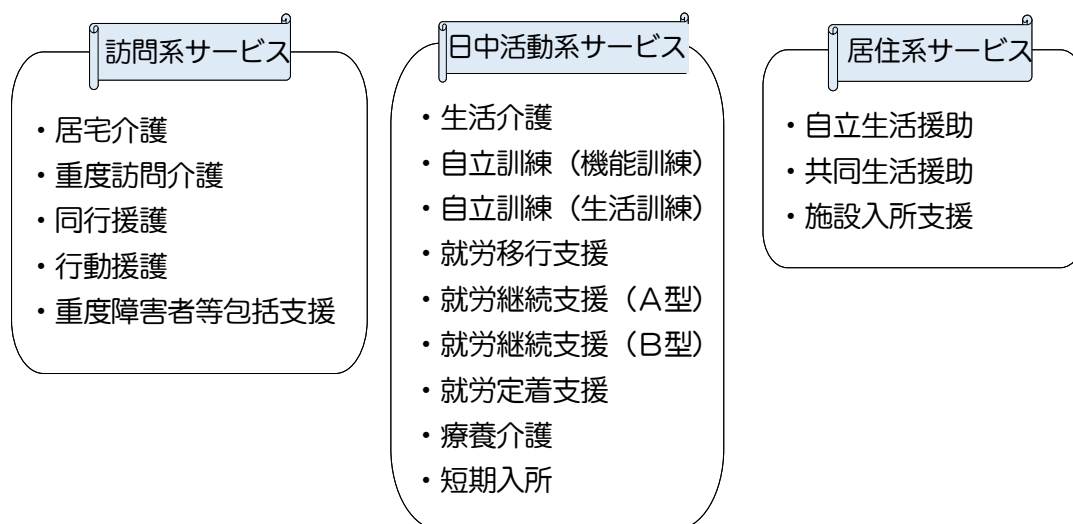
サービス名		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護		①				
	重度訪問介護				②	②	②
	行動援護			③	③	③	③
	同行援護 (身体介護を伴う場合)						
	重度障害者等包括支援						④
	短期入所						
	療養介護					⑤	⑥
	生活介護		⑦	⑧	⑨		
	施設入所支援			⑩			

- ※ ① 身体介護を伴う通院等介助の場合は、「区分2」以上で、認定調査項目のうち次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者 (ア)「歩行」が「全面的な支援」、(イ)「移乗」が「支援が不要」以外、(ウ)「移動」が「支援が不要」以外、(エ)「排尿」が「支援が不要」以外、(オ)「排便」が「支援が不要」以外
- ② 二肢以上に麻痺があり、認定調査項目のうち「歩行」・「移乗」・「排尿」・「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、もしくは認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人
- ③ 認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人
- ④ 四肢に麻痺があり、呼吸管理が必要な身体障害者、最重度知的障害者もしくは認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の人
- ⑤ 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
- ⑥ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う呼吸管理がいる人
- ⑦ 年齢が50歳以上の場合は「区分2」以上
- ⑧ 年齢が50歳以上で施設へ入所する場合または年齢が50歳未満の場合は「区分3」以上
- ⑨ 年齢が50歳未満で施設へ入所する場合は「区分4」以上
- ⑩ 年齢が50歳以上の場合は「区分3」以上

2 障害福祉サービス等の量の見込

（1）指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つに区分されます。



サービスの量については、平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)は実績を、令和2年度(2020年度)以降については、令和元年度(2019年度)までの実績を踏まえ、現在の利用者数を基礎として、利用者のニーズ、退院可能な精神障害者を含めた新たなサービス利用者の見込数などを勘案し、県との広域的な調整のもと推計しています。

サービス見込量については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行っていきます。

※次ページ以降の「利用実績及び見込量」の「利用人数」は月平均利用人数。

① 訪問系サービス

◆ 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)と同程度で推移すると見込んでおり、福祉施設から地域生活への移行者や退院可能な精神障害者等によるニーズを踏まえても概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用時間、下段：利用人数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	6,707	7,013	6,127	6,127	6,127	6,127
実績	7,108	6,127				
見込	85	80	72	72	72	72
実績	72	72				

市内10事業所（令和2年10月現在）

◆ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)と同程度で推移すると見込んでおり、概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用時間、下段：利用人数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	1,500	1,600	1,831	1,831	1,831	1,831
実績	1,404	1,622				
見込	3	3	3	3	3	3
実績	3	3				

市内8事業所（令和2年10月現在）

◆ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)と同程度で推移すると見込んでおり概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用時間、下段：利用人数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	1,000	1,000	1,088	1,088	1,088	1,088
実績	790	1,179				
見込	12	12	12	12	12	12
実績	11	13				

市内4事業所（令和2年10月現在）

◆ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

令和2年(2020年)10月現在、市内に事業所はありませんが、サービスの需要が低く、山口・防府圏域内に事業所があるため、サービス見込量は提供できると考えます。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用時間、下段：利用人数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	0	0	0	84	84	84
実績	0	0				
見込	0	0	0	1	1	1
実績	0	0				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

◆ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

令和2年(2020年)10月現在、山口県内に事業所はありませんが、サービスの需要が低いため、事業所の新規参入を促進する必要性は低いものと考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用時間、下段：利用人数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	0	0	0	2,880	2,880	2,880
実績	0	0				
見込	0	0	0	1	1	1
実績	0	0				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

② 日中活動系サービス

◆ 生活介護

常時介護を要する障害のある人に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産的活動の機会等を提供します。

ほぼすべての事業所で定員を超えており、サービス見込量は増加すると見込んでいますが、山口・防府圏域内では事業所の新規開設の見込みがあるため、サービス見込量は提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用人数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	72,594	75,258	76,985	78,320	79,878	81,880
実績	71,838	73,440				
見込	327	339	346	352	359	368
実績	325	330				

市内14事業所、定員355人（令和2年10月現在）

◆ 自立訓練（機能訓練）

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、一定期間、リハビリテーションや身体機能の維持・回復を図る訓練を行います。

令和2年(2020年)10月現在、山口・防府圏域において事業所はありませんが、サービス見込量は令和2年度(2020年度)と同程度で推移すると見込んでおり、事業所の新規参入を促進する必要性は低いものと考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用人数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	269	270	269	269	269	269
実績	149	154				
見込	1	1	1	1	1	1
実績	1	1				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

◆ 自立訓練（生活訓練） ※宿泊型自立訓練を含む。

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、一定期間、生活能力の維持・向上を図る訓練を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降は増加を見込んでいますが、令和2年(2020年)10月現在の定員数（1日当たりの受入可能人数）を維持すれば、山口・防府圏域でサービス見込量を概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用人数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	3,129	3,278	1,325	1,494	1,826	1,826
実績	1,755	1,656				
見込	21	22	8	9	11	11
実績	11	10				

市内1事業所、定員6人（令和2年10月現在）

◆ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降は増加を見込んでいますが、令和2年(2020年)10月現在の定員数（1日当たりの受入可能人数）を維持すれば、サービス見込量を概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用人数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	2,655	2,478	3,478	3,478	4,704	5,113
実績	2,602	3,478				
見込	15	14	17	17	23	25
実績	13	17				

市内4事業所、定員24人（令和2年10月現在）

◆ 就労継続支援（A型）

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の障害のある人で、総合支援学校等を卒業して雇用に結びつかなかった人、離職者や就労経験者に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)と同程度で推移すると見込んでおり、市内の事業所の提供可能なサービス量を上回るため、事業所開設時の事前相談への対応を含め、事業者への情報提供を積極的に行い、サービスへの事業参入等を促進します。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用人数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	8,172	8,399	8,117	8,117	8,117	8,117
実績	9,079	8,117				
見込	36	37	36	36	36	36
実績	39	36				

市内1事業所、定員30人（令和2年10月現在）

◆ 就労継続支援（B型）

就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人で、年齢や体力の面から一般企業での就労が困難な人に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降は増加を見込んでおり、市内の事業所の提供可能なサービス量を上回りますが、山口・防府圏域においては事業所の新規参入が見込まれるため、サービス見込量を概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用人数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	51,888	53,596	50,292	52,769	55,626	58,074
実績	49,405	48,781				
見込	276	287	264	277	292	308
実績	253	256				

市内8事業所、定員214人（令和2年10月現在）

◆ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降は増加を見込んでいますが、提供できると考えます

利用実績及び見込量（利用人数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	1	2	8	10	11	13
実績	0	5				

市内2事業所（令和2年10月現在）

◆ 療養介護

医療と常時介護を要する障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援等を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)と同程度で推移すると見込んでいるため、令和2年(2020年)10月現在、市内及び山口・防府圏域において事業所はありませんが、サービス見込量を概ね提供できる見込みで、事業所の新規参入を促進する必要性は低いものと考えます。

利用実績及び見込量（利用人数）				※令和2年度以降は見込み	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込	20	20	18	18	18
実績	21	20			

市内事業所なし（令和2年10月現在）

◆ 短期入所

居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害のある人等を障害者支援施設等へ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)と同程度で推移すると見込んでいますが、サービスの利用希望に応じることが困難になっています。家族の高齢化等により、今後も利用ニーズの増加傾向は続くと考えられるため、事業者への情報提供を積極的に行い、受入施設の増加を図りニーズに応じた受け入れ体制を確保します。

利用実績及び見込量				※令和2年度以降は見込み	
	（上段：年間延べ利用日数、下段：利用人数）				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込	4,875	5,375	3,459	3,459	3,459
実績	3,748	3,387			
見込	39	43	32	32	32
実績	36	32			

市内9事業所、定員27人（令和2年10月現在）

③ 居住系サービス

◆ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

令和2年(2020年)10月現在、市内及び山口・防府圏域において事業所はありませんが、サービスの需要が低いため、サービス見込量を概ね提供でき、事業所の新規参入を促進する必要性は低いものと考えます。

利用実績及び見込量（利用人数）				※令和 2 年度以降は見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込	1	2	0	1	1	1
実績	0	0				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

◆ 共同生活援助（グループホーム）

就労又は就労継続支援等の日中活動サービスを利用している障害のある人に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活の援助を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降の増加を見込んでいますが、市内事業所の定員を上回っており、サービスの利用希望に応じることが困難になっています。家族の高齢化等により、今後も利用ニーズの増加傾向は続くと考えられるため、事業所開設時の事前相談への対応を含め、事業者への情報提供を積極的に行い、サービスへの事業参入等を促進します。

利用実績及び見込量（利用人数）				※令和 2 年度以降は見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込	73	78	78	80	82	84
実績	74	76				

市内5事業所、定員64人（令和2年10月現在）

◆ 施設入所支援

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

利用実績は横ばい状態ですが、施設から地域生活への移行を促進するため、サービス見込量については減少を見込みます。

		利用実績及び見込量（利用人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込 実績	見込	157	156	148	147	146
	実績	150	148			

市内5事業所、定員214人（令和2年10月現在）

(2) 指定相談支援

◆ 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援について、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

また、更新時期やモニタリング期間ごとに、計画が適切であるか利用状況を検証し、見直しを行います。

利用実績は増加傾向にあり、また、障害や相談内容が多種多様化していることから、利用者1人当たりに要する時間が増加傾向にあり、相談支援体制の充実を図る必要があります。

		利用実績及び見込量（利用人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込 実績	見込	135	135	160	163	166
	実績	137	156			

市内7事業所（令和2年10月現在）

◆ 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等に入所している18歳以上の人を対象として、地域生活に移行する際の「地域移行支援計画」の作成、地域の活動に関する相談その他必要な支援を行います。

今後、地域生活への移行を進めるに当たり、相談支援体制の充実を図る必要があります。

		利用実績及び見込量（利用人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込		2	3	0	1	1
実績		0	0			

市内3事業所（令和2年10月現在）

◆ 地域定着支援

居宅において単身で生活しており、地域生活が不安定な障害のある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問、緊急対応等の相談支援を提供します。

緊急訪問、緊急対応等の相談支援を行うことが難しい状況にあり、新たな利用者を受け入れるためには、相談支援体制の充実を図る必要があります。

		利用実績及び見込量（利用人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込		2	2	0	1	1
実績		0	0			

市内3事業所（令和2年10月現在）

（3）地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、市町村及び都道府県が実施する事業であり、障害のある人等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を計画的に実施します。法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、地域の実情に応じて実施することができる事業（任意事業）があり、必須事業には、障害のある人等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要

なサービスが位置づけられています。

少なくとも年1回は事業の種類ごとの量の見込みの達成状況を把握し、分析・評価を行い、分析・評価の際には協議会等の意見を聴くことに努めます。

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

（例）セミナー開催、広報活動 等

今後も、障害のある人等を取り巻く状況の変化に応じた内容で事業を実施します。

実績及び見込量（実施の有無）			※令和2年度以降は見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込	有	有	有	有	有
実績	有	有			

② 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

（例）ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援 等

今後も、自発的な活動に取り組む団体の支援につながるよう事業を実施します。

実績及び見込量（実施の有無）			※令和2年度以降は見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込	有	有	有	有	有
実績	無	無			

③ 相談支援事業

障害のある人等の保護者又は介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援する事業です。

（ア）障害者相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

（イ）相談支援機能強化事業

社会福祉士や精神保健福祉士を配置し、より専門的な支援を行う事業です。

（ウ）住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。

（ア）及び（イ）については、障害や相談内容の多種多様化、相談件数の増加により、相談支援専門員が不足してきているため、相談支援体制の充実を図りながら今後も継続できるよう取り組みます。

（ウ）については、地域生活への移行支援に取り組む中で、サポート体制の充実を図ります。

実績及び見込量(実施箇所数、実施の有無)

※令和2年度以降は見込み

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア)障害者相談支援事業 見込	3	3	3	3	3	3
(イ)相談支援機能強化事業 実績	3	3				
(ウ)住宅入居等支援事業 見込	無	無	有	有	有	有
等支援事業 実績	有	有				

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図る事業です。

今後も、成年後見制度の利用促進の取組の一つとして実施します。

		実績及び見込み（年間利用人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込		7	7	7	7	7
実績		2	2			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図る事業です。

今後も、成年後見制度の利用を検討する中で、社会福祉協議会による法人後見の取組と連携を図ります。

		実績及び見込み（実施の有無）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込		無	無	有	有	有
実績		有	無			

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援するために、手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

今後も、増加する利用ニーズに対応できるよう実施します。

（ア）手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者から要請があったとき、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

（イ）手話通訳者設置事業

市役所の窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害者等の申請・相談・問合せに対応しています。

実績及び見込量(年間利用人数)

※令和2年度以降は見込み

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア)手話通訳者派遣事業	見込	75	78	57	58	59
	実績	53	55			
(ア)要約筆記者派遣事業	見込	78	81	80	81	82
	実績	76	77			
(イ)手話通訳者設置事業	見込	70	73	60	62	64
	実績	67	55			

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活上の便宜を図る事業です。

給付見込量は令和2年度(2020年度)以降は同程度を見込んでおり、今後も、対象用具の追加など時代に即した見直しを行いながら実施します。

実績及び見込量(年間利用人数)

※令和2年度以降は見込み

日常生活用具種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	見込	12	12	8	8	8
	実績	11	6			
自立生活支援用具	見込	40	40	38	38	38
	実績	29	34			
在宅療養等支援用具	見込	15	15	15	15	15
	実績	7	12			
情報意思疎通支援用具	見込	20	20	20	20	20
	実績	9	27			

実績及び見込量(年間利用人数)

※令和2年度以降は見込み

日常生活用具種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排泄管理 見込	300	300	310	312	314	316
支援用具 実績	296	306				
居宅生活動作補助用具 見込	12	12	8	8	8	8
(住宅改修費) 実績	6	4				

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員（手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人）を養成する事業です。

養成講習修了者には、本人の承諾を得た上で防府市手話奉仕員としての登録を行います。

今後も、増加する利用ニーズに対応できるよう、養成講習の受講者及び修了者の増加に向けた取組を行いながら実施します。

実績及び見込量（新規登録人数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	7	7	10	10	10	10
実績	10	8				

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等について、移動支援を実施するとともに、その費用の一部又は全部を支給することにより、障害のある人等の地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

見込量については、令和2年度(2020年度)以降は同程度を見込んでおり、引き続き利用ニーズに応じた支援が行えるよう実施します。

実績及び見込量

※令和2年度以降は見込み

移動支援事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 見込	17	17	17	17	17	17
実績	17	17				
利用人数 見込	78	78	54	54	54	54
実績	61	54				
年間延べ 見込	4,176	4,176	1,833	1,833	1,833	1,833
利用回数 実績	2,169	2,062				

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人等が通い、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を図る事業です。

(ア) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者等及び在宅難病患者等に対し、機能回復訓練、言語訓練、社会適応訓練（茶道講座、華道講座等）、更生相談（生活及び医療相談）等のサービスを実施します。

今後も、利用者の増加を図る取組を行いながら実施します。

実績及び見込量(実施箇所数)

※令和2年度以降は見込み

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能強化 見込	1	1	1	1	1	1
事業（Ⅱ型） 実績	1	1				

【任意事業】

① 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

見込量について大きく変動する要因がないため、引き続き利用二ーズに応じた支援を行えるよう実施します。

実績及び見込量

※令和2年度以降は見込み

訪問入浴サービス事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 見込	1	1	2	2	2	2
実施箇所数 実績	2	2				
利用人数 見込	8	8	8	8	8	8
利用人数 実績	7	8				
年間延べ 見込	582	582	470	470	470	470
年間延べ 実績	486	470				

② 日中一時支援事業

障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障害のある人等に日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

利用人数及び利用回数については、増加傾向にあり、今後も利用二ーズに応じた支援を行えるよう実施します。

実績及び見込量

※令和2年度以降は見込み

日中一時支援事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 見込	26	27	22	22	22	22
実施箇所数 実績	22	23				
利用人数 見込	146	149	174	184	195	206
利用人数 実績	155	164				
年間延べ 見込	4,914	4,962	4,423	4,677	4,957	5,237
年間延べ 実績	3,617	4,169				

③ 福祉ホーム事業

住居を必要としている障害のある人等（常時の介護、医療が必要な人を除く。）が、低額な料金で、居室その他の設備等を利用することが可能な施設（福祉ホーム）を運営する事業者に対し、助成を行います。
今後も、地域生活への移行支援の取組の一つとして実施します。

		利用実績及び見込量（利用人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込		5	5	5	5	5
実績		2	2			

④ 生活訓練事業

障害のある人等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図る事業です。生花教室や体験学習等を実施しています。

⑤ レクリエーション活動等事業

スポーツ・レクリエーション活動や芸術文化活動を通じて、障害のある人等の社会参加を支援する事業です。

⑥ 点字市広報発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障害のある人のため、点字の市広報の発行を行い、必要度の高い生活情報や行政情報を提供する事業です。

⑦ 音声市広報発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障害のある人等のため、音声の市広報の発行を行い、必要度の高い生活情報や行政情報を提供する事業です。

⑧ 要約筆記者養成研修事業

難聴者や中途失聴者の社会生活を支援するため、話し言葉を書き言葉（文字）で伝える要約筆記者（要約筆記通訳技術を習得した人）を養成する事業です。

養成講習修了後、登録試験に合格した者には、本人の承諾を得た上で

防府市要約筆記者としての登録を行います。

今後も、増加する利用ニーズに対応できるよう、養成講習の受講者を増やし、要約筆記者の増加に向けた取組を実施します。

		実績及び見込量（新規登録人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込		3	3	3	3	3
実績		1	2			

⑨ 点訳奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員（点訳に必要な技術を習得した人）を養成する事業です。

養成講習修了者には、本人の承諾を得た上で防府市点訳奉仕員としての登録を行います。

今後、増加する利用ニーズに対応できるよう、養成講習の受講者を増やし、点訳奉仕員の増加に向けた取組を実施します。

		実績及び見込量（新規登録人数）			※令和2年度以降は見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込		5	5	10	10	10
実績		10	8			

⑩ 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援事業

協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進に向けた取組を行い、障害のある人等への総合的な地域生活支援の実現を図ります。

3 その他の活動指標

国の基本指針により、特に必要なものについては以下の活動指標を設定します。

（1）発達障害者支援

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポート*活動への参加人数	450	450	450

※ピアサポート 障害のある人やその家族が、互いに悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動を支援すること。

（2）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数	1	1	1
地域定着支援の利用者数	1	1	1
共同生活援助の利用者数	27	28	29
自立生活援助の利用者数	1	1	1

（3）相談支援体制の充実・強化のための取組

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2	2	2
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

（4）障害福祉サービス等の質の向上

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加人数	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	1	1	1

第3章 防府市障害児福祉計画

(第2期計画)

第3章 防府市障害児福祉計画（第2期計画）

第1節 計画の基本理念

1 基本理念

障害児福祉においても、現行の「長期計画」に掲げる「障害理解を深め共に生きる社会の実現」、「地域生活の支援」、「社会参加の促進」の基本的な考え方に沿って、障害の種別、程度を問わず、障害のある子どもを健やかに育成することができるよう、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めていく必要があります。

また、障害児通所支援等の実施に当たっては、総合支援法の基本理念に則り、障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援していくことが求められています。

特に、障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援という課題に対応したサービス提供基盤を整えとともに、障害のある子どもの生活を地域全体で支える共生社会を実現するための基盤整備を進めることが重要です。

これらの課題に対応するため、次の基本理念により、計画の総合的な推進を図ります。

《基本理念》

障害のある人をはじめ市民すべてが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくり

なお、この基本理念は、「長期計画」の基本理念と同じものになりますが、これは、「長期計画」が本市の障害者関連施策の基本的な方向を総合的・体系的に明らかにしたものであるのに対し、この「障害児計画」が3年と期間を限ることで、「長期計画」の理念を、障害児通所支援等の提供体制及び必要な量の確保という面から検証していくことを目的に策定しているためです。

2 計画推進の基本的方向

（1）障害児通所支援等の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障害のある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

（2）早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障害の早期の気づき・早期療育に取り組み、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障害のある子どもの健やかな育成を図ります。

（3）障害児支援体制の充実

障害のある子どものライフステージに応じて、地域の保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、子どもの年齢による切れ目の無い一貫した支援を目指します。

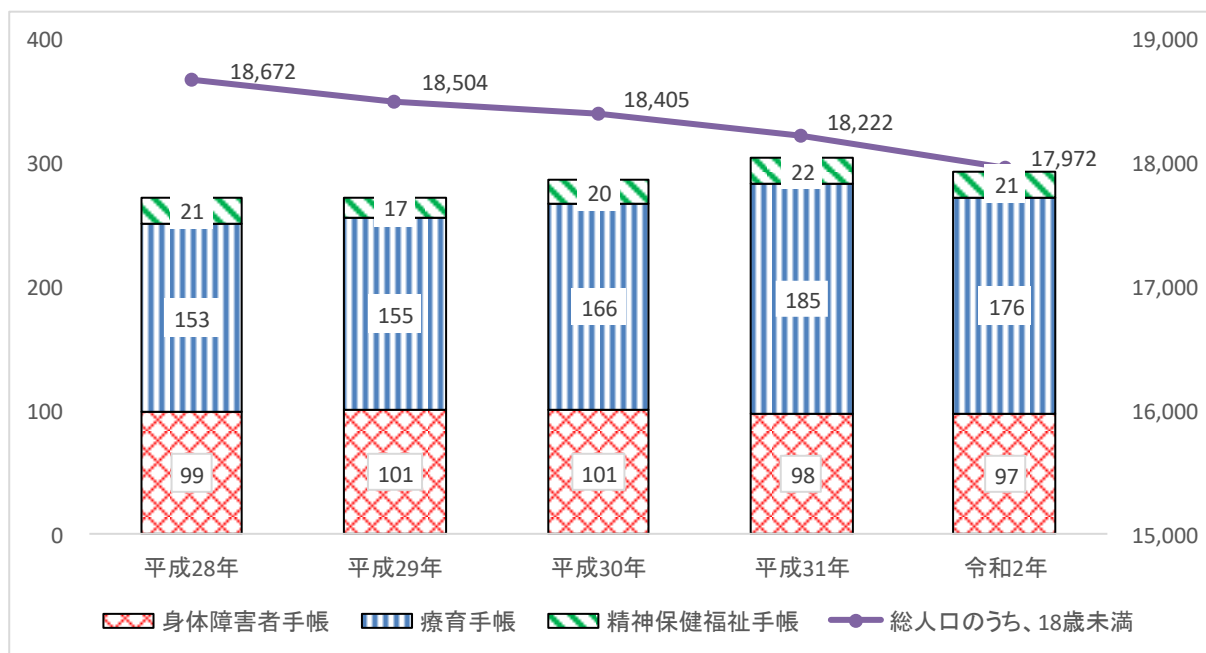
第2節 障害のある子どもを取り巻く現状

1 障害のある子どもの現状

（1）障害者手帳所持児童数の推移

本市の18歳未満の人口が減少傾向にある中、18歳未満の障害者手帳の所持者については、横ばい傾向にあります。令和2年(2020年)では、身体障害者手帳97人、療育手帳（知的障害）176人、精神障害者保健福祉手帳21人、重複を除く合計は276人となり、18歳未満の人口に占める割合は約1.5%になります。

■ 障害者手帳所持者数と総人口（各年4月1日現在 単位：人）



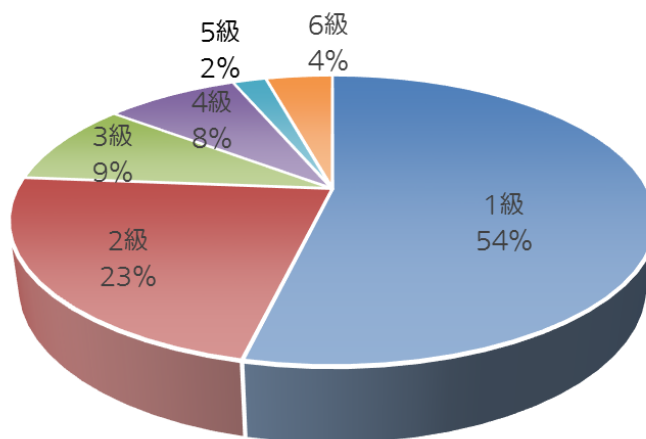
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	99	101	101	98	97
療育手帳	153	155	166	185	176
精神保健福祉手帳	21	17	20	22	21
合 計	273	273	287	305	294
合 計（重複を除く）	256	256	265	282	276
総人口のうち、18歳未満	18,672	18,504	18,405	18,222	17,972

(2) 身体障害者手帳所持児童の状況

① 障害程度別の状況

身体障害者手帳所持児童の障害程度別の割合を令和2年(2020年)でみると、「1級」が54%と最も高く、「2級」と合わせた重度障害の人が全体の77%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持児童の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）

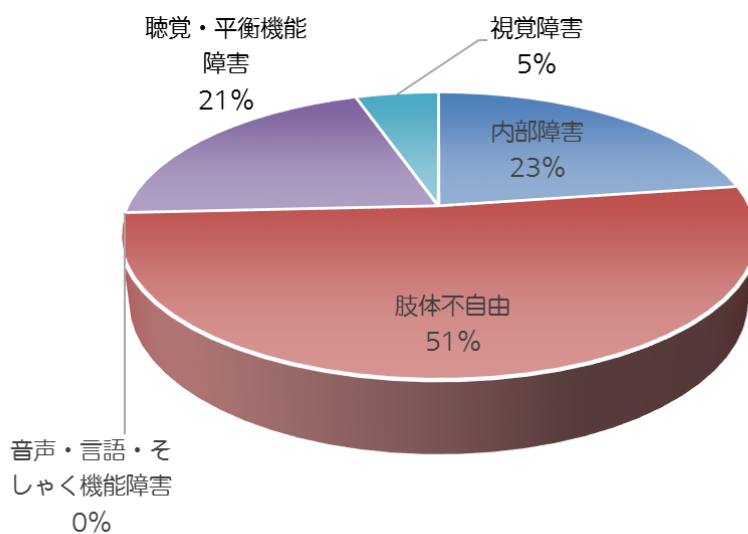


区 分	令和2年
1級	52
2級	22
3級	9
4級	8
5級	2
6級	4
計	97

② 障害種類別の状況

身体障害者手帳所持児童の障害種類別の割合を令和2年(2020年)でみると、「肢体不自由」が51%と最も高く、次いで「内部障害」の23%となっています。

■ 身体障害者手帳所持児童の障害種類別の構成（令和2年4月1日現在）



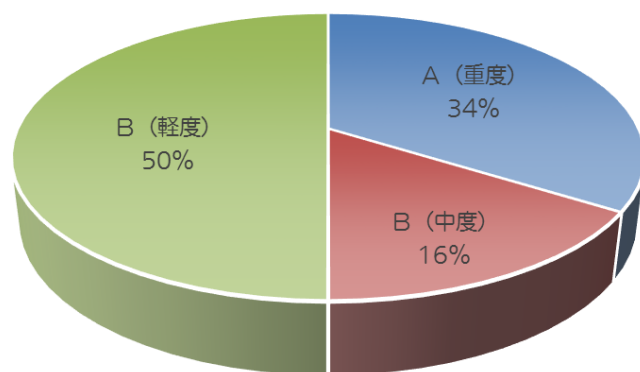
区 分	令和2年
内部障害	22
肢体不自由	50
音声・言語・そしゃく機能障害	0
聴覚・平衡機能障害	20
視覚障害	5
計	97

（3）療育手帳所持児童（知的障害児童）の状況

① 障害程度別の状況

療育手帳所持児童の障害程度別の割合を令和2年(2020年)でみると、「B（軽度）」が50%と最も高く、身体障害者手帳との重複が多いのは「A（重度）」となっています。

■ 療育手帳所持児童の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



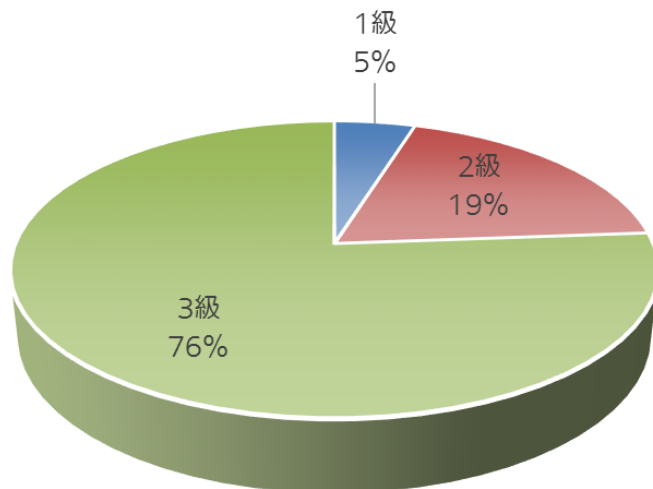
区 分	令和2年	身体障害との重複
A（重度）	60	12
B（中度）	28	0
B（軽度）	88	2
計	176	14

（4）精神障害者保健福祉手帳所持児童の状況

① 障害程度別の状況

精神保健福祉手帳所持児童の障害程度別の割合を令和2年(2020年)でみると、「3級」が76%となっており大部分を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持児童の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



区 分	令和2年
1級	1
2級	4
3級	16
計	21

（5）発達障害児の状況

発達障害児数については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談件数は310件となっています。

（6）高次脳機能障害児の状況

高次脳機能障害児については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談はありませんでした。

（7）難病患者の状況

難病患者数を把握することは難しく、医療費助成の対象となる「指定難病」による特定疾患医療受給者証所持者数により状況を把握しています。令和2年(2020年)の18歳未満の難病患者数は3人となっています。

（8）小児慢性特定疾病患者の状況

「小児慢性特定疾病」にかかっている児童については、「指定難病」と同様に医療費助成の対象となります。令和2年(2020年)の18歳未満の小児慢性特定疾病患者数は100人となっています。

2 施設の状況

令和2年(2020年)10月1日現在の防府市内の施設等の状況です。

障害児通所支援

令和2年10月1日現在

サービス種類	事業所名称	住所	定員
児童発達支援	こども通所支援事業所はなのうら	大字浜方205番地の1	10
	子ども発達支援てだのふあ	大字田島527番地の2	10
	子どもと家庭の療育ステーションりぶらす	西仁井令一丁目2番46号	10
	運動療育スクールjump	鑄物師町9番3号	10
	こども療育スポット キャンパス	緑町一丁目7番23号	10
	防府市なかよし園	大字牟礼10084番地の1	20
	みらくる 楽さん家	大字浜方699番地の60	10
	計		80
放課後等デイサービス	こどもデイサービスたいよう	大字新田1784番地の2	10
	児童デイサービス つぐみ防府	千日二丁目5番12号	10
	こども通所支援事業所はなのうら	大字浜方205番地の1	10
	防府市なかよし園	大字牟礼10084番地の1	10
	児童デイサービス つぐみ右田	大字高井647番地の2	10
	子ども発達支援てだのふあ	大字田島527番地の2	10
	こどもデイサービスひまわり	大字新田119番地の5	10
	児童デイサービス アンジュ	大字牟礼351番地	10
	放課後等デイサービスあゆみの里	大字浜方169番地の1	10
	子どもと家庭の療育ステーションりぶらす	西仁井令一丁目2番46号	10
	運動療育スクールjump	鑄物師町9番3号	10
	子どもと家庭の療育ステーション放課後りぶらす	東仁井令町24番1号	10
	こども療育スポット キャンパス	緑町一丁目7番23号	10
	みらくる 楽さん家	大字浜方699番地の60	10
	ミライエ 楽さん家	東松崎町4番16号	10
	フィールド	大字田島1224番地	10
	こども発達支援事業所 ミラサーチ楽さん家	迫戸町2番46号	10
	計		170
保育所等訪問支援	防府市なかよし園	大字牟礼10084番地の1	

障害児相談支援事業所

令和2年10月1日現在

サービス種類	事業所名称	住所	定員
障害児相談支援	クローバーセンター	緑町一丁目11番6号	
	相談支援事業所 華の浦	大字浜方205番地	
	防府市社会福祉事業団 ホームヘルパーセンター	天神一丁目6番20号	
	防府市障害者生活支援センター	鞠生町12番2号	
	障害者相談支援 ほのぼの相談室	東松崎町4番29号	
	ケアプランセンターえびすや	戎町一丁目7番8号	

第3節 成果目標の設定

国の基本指針を受け、県の調整のもと、令和5年度(2023年度)までの目標数値等を設定しました。目標の達成が図られるよう、県ほか関係機関等との密接な連携のもと障害児通所支援等の充実を図ります。

国の基本指針により、計画推進に当たり成果目標を設定し、少なくとも1年に1回は成果目標等に関する実態を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じることとします。

また、中間評価の際には、協議会等の意見を聴いた上で、その結果について公表することとします。

1 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とされました。

本市では、平成29年(2017年)4月に「防府市なかよし園」が児童発達支援センターに移行しています。

②保育所等訪問支援の実施

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに各市町村に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされました。

本市では、平成29年(2017年)4月に児童発達支援センターに移行した「防府市なかよし園」による保育所等訪問支援を実施しています。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域内に確保

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または、圏域に確保することを基本とされました。

本市では、令和5年(2023年)10月現在、主に重症心身障害児を通わせる指定事業所はありませんが、山口・防府圏域においては確保されています。

④医療的ケア児支援のための協議の場の設置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による医療的ケア児支援のための協議の場を設けることを基本とされました。

本市では、令和元年度(2019年度)に防府市地域総合支援協議会を協議の場として活用することとしました。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

国の基本指針では、令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児支援のため、各市町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とされました。

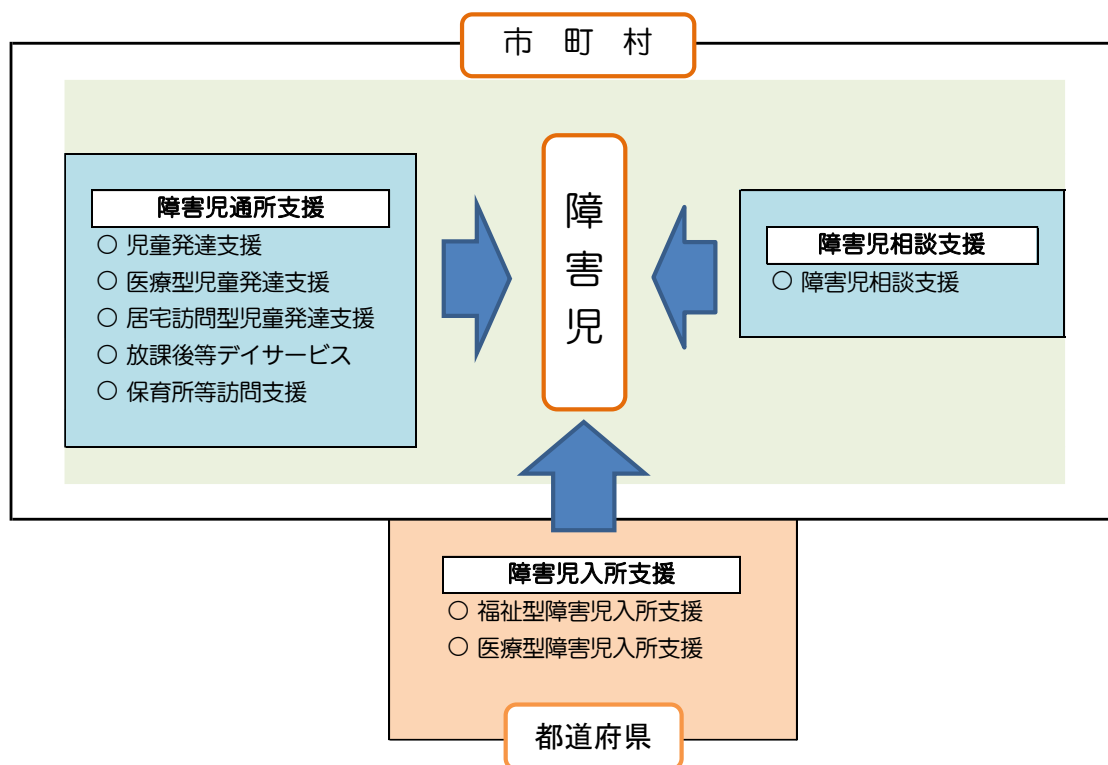
本市では、令和2年度(2020年度)に相談支援事業所に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。令和5年度(2023年度)末までに5人を配置します。

第4節 障害児通所支援等の円滑な推進

1 児童福祉法に基づく給付・事業

児童福祉法に基づき、本市の状況に応じた障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施していきます。

【児童福祉法に基づく障害児通所支援等の体系】



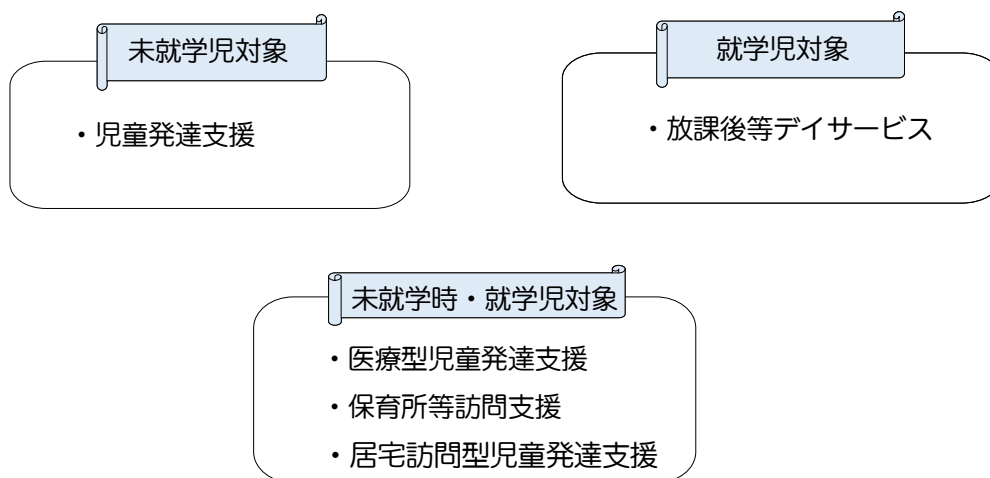
（参考1） 指定障害児通所支援等の概要について

支援名		支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に、児童発達支援及び治療等の支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある子どもで、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	小・中・高生を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に在籍する児童に対し、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障害のある子どもに、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
	医療型障害児入所支援	指定医療機関に入院する障害のある子どもに、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行い、入院する障害のある子どものうち、重症心身障害のある子どもに治療を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
相談支援	障害児相談支援	障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、障害のある子ども又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

2 障害児通所支援等の量の見込

（1）障害児通所支援

障害児通所支援は、療育や訓練が必要な児童に対して身近な地域で必要な支援をする制度です。未就学児を対象とした「児童発達支援」、就学児が学校の放課後や夏休み等の休業日に通う「放課後等デイサービス」、障害のある子どもが通う保育所等を訪問する「保育所等訪問支援」があります。



サービスの量については、平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)は実績を、令和2年度(2020年度)以降については、令和元年度(2019年度)までの実績を踏まえ、現在の利用児数を基礎として、利用児のニーズ、新たなサービス利用児の見込数などを勘案し、県との広域的な調整のもと推計しています。

見込量については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行っていきます。

※次ページ以降の「利用実績及び見込量」の「利用児童数」は月平均利用児童数。

① 未就学児対象

◆ 児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降は増加を見込んでいますが、山口・防府圏域において事業所の新規参入が見込まれるため、概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	9,204	9,828	11,748	12,081	12,414	12,747
実績	11,080	11,416				
見込	118	126	141	145	149	153
実績	133	137				

市内7事業所、定員80人（令和2年10月現在）

② 就学児対象

◆ 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもを対象に、学校の放課後や夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

サービス見込量については、増加を見込んでいますが、山口・防府圏域において事業所の新規参入が見込まれるため、概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	27,470	29,748	36,500	38,000	39,500	41,000
実績	31,053	33,508				
見込	205	222	255	265	275	285
実績	215	234				

市内17事業所、定員170人（令和2年10月現在）

③ 未就学児・就学児対象

◆ 医療型児童発達支援

肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下で支援が必要であると認められた障害のある子どもを対象に児童発達支援及び治療を行います。

令和2年(2020年)10月現在、市内に事業所はありませんが、山口・防府圏域においてサービス見込量を概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	0	0	0	84	84	84
実績	0	0				
見込	0	0	0	1	1	1
実績	0	0				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

◆ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある子ども等に対して、他の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。

サービス見込量については、令和2年度(2020年度)以降増加を見込んでいますが、令和2年(2020年)10月現在の事業所数を維持すれば、概ね提供できると考えます。

利用実績及び見込量

（上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数）

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	12	12	84	108	132	156
実績	34	63				
見込	2	2	7	9	11	13
実績	3	5				

市内1事業所（令和2年10月現在）

◆ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス見込量については、対象となる障害のある子どもが限定的であることを踏まえ、1人と見込んでいます。

利用実績及び見込量

(上段：年間延べ利用日数、下段：利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	106	106	0	106	106	106
実績	0	0				
見込	1	1	0	1	1	1
実績	0	0				

市内事業所なし（令和2年10月現在）

(2) 指定障害児相談支援

◆ 障害児相談支援

障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、障害のある子ども又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成します。また、計画が適切であるかどうかについては、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

利用実績は増加傾向にあり、また、障害や相談内容が多様化してきていることから、利用者1人当たりに要する時間が増加傾向にあり、相談支援体制の充実を図る必要があります。

利用実績及び見込量

(利用児童数)

※令和2年度以降は見込み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込	78	81	107	119	131	145
実績	89	97				

市内6事業所（令和2年10月現在）

3 その他の活動指標

国の基本指針により、特に必要なものについては以下の活動指標を設定します。

（1）子ども・子育て支援等の障害のある子ども受入人数

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園及び留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブについて、障害のある子どもの受入れ人数の見込量を設定しました。

種類	障害のある子どもの受入れ人数（見込み） （人）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	128	127	126
認定こども園			
留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ	35	35	34

（2）発達障害児支援

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の受講者数	120	130	140
ペアレントメンター*の人数	8	9	10

※ペアレントトレーニング 保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解することや、発達障害の特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

※ペアレントプログラム 育児に不安がある保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるように設定されたグループプログラムのこと。

※ペアレントメンター 発達障害児の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

資 料

○防府市障害者保健福祉推進協議会条例

平成28年3月31日

条例第22号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、防府市障害者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者に関する施策の推進について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉団体等の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募の手続により決定した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成29年9月7日条例第33号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

防府市地域総合支援協議会設置要綱

平成 20 年 4 月 1 日制定

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等から幅広い意見を反映させるため、防府市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例等への対応方法に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画等の進捗管理に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための取組等に関すること。
- (7) 地域生活支援拠点等の運営に関すること。
- (8) 医療的ケア児とその家族の支援に係る関係機関の連携に関すること。
- (9) 社会福祉法第55条の2第6項に掲げる地域協議会に関すること。
- (10) その他地域の障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体又は家族会の代表者
- (3) 地域福祉団体代表者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 保健・医療機関関係者
- (6) 社会福祉協議会職員
- (7) 総合支援学校教職員
- (8) 企業・就労支援関係機関職員

(9) 行政機関関係者

(10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に次に掲げる部会を設置する。

(1) 研修部会

(2) 就労支援部会

(3) 保護者サークル・団体連絡会

(4) 子ども発達支援部会

2 前項各号に掲げる部会のほか、必要に応じて新たな部会を設置することができる。

(秘密保持)

第8条 協議会の委員、第6条第3項及び第7条の規定により協議会に関わった者は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(会議の公開)

第9条 協議会(専門部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、防府市情報公開条例(平成10年条例第28号)第6条第1項各号に掲げる場合に相当するときは、当該会議の全部又は一部を公開し

ないことができる。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

防府市障害者保健福祉推進協議会及び防府市地域総合支援協議会委員名簿
令和２年７月１日現在

区 分	団体名	委員氏名
学識経験者	山口県立大学	勝井 陽子
	ＹＩＣ看護福祉専門学校	伊藤 悦子
保健・医療・福祉 団体等関係者	一般社団法人防府医師会	木村 正統
	防府市障害福祉団体連合会	中村 信也
	防府市手をつなぐ育成会	池田 朝子
	めばえ友の会	山根 幹男
	防府市障害者生活支援センター	田中 規裕
	防府市民生委員児童委員協議会	池永 日出夫
	社会福祉法人防府市社会福祉協議会	山本 亨
	山口県立防府総合支援学校	浦町 浩
	防府商工会議所	賀屋 哲也
行政関係者	山口県山口健康福祉センター	門田 大
	防府公共職業安定所	南 政彦
公募委員		太田 秀信
		藤田 和博